

網走市
子ども・子育て支援事業計画
【第1部】

平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 3 月

網走市

－ はじめに －

次世代を担う子どもたちが生まれ育つことは、社会全体の願いであり、その子どもたちは「家族の宝」であり、「地域の宝」、「社会の宝」です。



しかしながら、人口減少・少子高齢化や核家族化が進み、女性の社会進出や働き方の変化、地域における住民同士のつながりの薄まりなどから、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに不安や悩みを抱え、孤立感をいだいている家庭は少なくなく、また、保育ニーズの多様化も進んでいます。

このようななか、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、市町村においては、平成27年度から5年を1期とする、子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられました。

網走市におきましても、平成25年9月に「網走市子ども・子育て会議」を設置し、7回にわたる熱心なご議論からご意見をいただき、この網走市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

この計画は、「人口減少社会への挑戦」をテーマにすすめる施策のための、大きな柱となるものです。また、網走市総合計画の基本目標をふまえながら、網走市次世代育成支援行動計画の理念を引き継ぎ、「親も子も 地域とともに育つまち あばしり」を基本理念として、次世代を担う子どもの誕生と健やかな成長を支援するための道しるべとなるものです。

最後に、この計画の策定にあたり御尽力いただきました、「網走市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「網走市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」に御協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

網走市長 水谷 洋一

第1部 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要	4
1 新制度におけるサービスの類型	5
2 施設型給付	6
3 地域型保育給付	7
4 地域子ども・子育て支援事業	7
5 幼保連携型認定こども園の制度改正	8
第2章 網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題	9
第1節 人口や世帯、就業状況等	11
1 総人口と総世帯の状況	11
2 年齢3区分人口の推移	12
3 人口動態と婚姻・離婚	13
4 世帯類型等の推移	14
5 女性の就業状況	15
6 配偶関係の状況	16
第2節 ニーズ調査からみた網走市の子育て環境について	17
1 子育てしやすいまちづくりについて	17
2 保護者の就労状況について	18
3 幼稚園・保育所の利用（選択）で最重視すること	19
第3節 保育サービスなどの状況	20
1 保育所・幼稚園	20
2 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	22
3 児童館・児童センター・放課後児童クラブ	23
4 子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター事業）	23
5 妊婦健康診査	23
6 こんには赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	24
7 こども発達支援センター	24
第3章 計画の基本的な考え方	27
第1節 計画の基本理念	29
第2節 子どもの人口の見通し	30
第3節 教育・保育提供区域の設定	30

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	31
第5節 基本目標	31
第6節 施策の体系	32
第4章 分野別施策の展開	33
基本目標1 地域における子育ての支援	35
基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実	35
基本施策2 保育サービスの充実	38
基本施策3 子育て支援ネットワークの充実	40
基本施策4 児童の健全育成	41
基本施策5 地域力の活用	47
基本目標2 母と子の健康の確保及び増進	49
基本施策1 子どもや母親の健康確保	49
基本施策2 「食育」の推進	56
基本施策3 思春期保健対策の充実	60
基本施策4 小児医療の充実	62
基本目標3 子どもの教育環境の整備	64
基本施策1 次代の親の育成	64
基本施策2 学校の教育環境等の整備	65
基本施策3 家庭や地域の教育力の向上	71
基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	74
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	75
基本施策1 子育てにやさしい生活環境の整備	75
基本施策2 安全・安心まちづくりの推進	76
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	80
基本施策1 子どもと子育てについての意識改革の推進	80
基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	81
基本施策1 児童虐待防止対策の充実	81
基本施策2 ひとり親家庭への支援	82
基本施策3 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援	84
基本施策4 不登校やひきこもり、被害に遭った子どもの保護の推進	88
第5章 計画の推進	91
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	93
1 連携による施策の推進	93
2 庁内における推進体制の充実	93
3 役割分担	93
第2節 計画の進行管理	94
資料編	95
第1節 子ども・子育て会議委員・事務局名簿	97

1 網走市子ども・子育て会議委員名簿	97
2 網走市子ども・子育て会議事務局名簿	98
第2節 計画策定の経過	99

＜第2部(分冊) 目次＞

第6章 子ども・子育て支援サービスの需要量と確保方策 …	1
第1節 需要量の算出方法 …	3
1 算出項目 …	3
2 算出方法 …	4
3 需要量の算出イメージ …	4
第2節 教育・保育給付の需要量と確保方策 …	5
第3節 地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策 …	7
1 利用者支援事業（新規） …	7
2 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業） …	7
3 妊婦健康診査 …	7
4 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） …	8
5 養育支援訪問事業等 …	8
6 子育て短期支援事業 …	8
7 子育てサポートセンター（子育て援助活動支援事業） …	9
8 一時預かり事業 …	9
9 延長保育事業 …	9
10 病児保育事業 …	10
11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） …	10
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） …	11
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） …	11

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

網走市では、これまで平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年に「網走市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年に「網走市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援サービスの充実を図ってきました。

また、「網走市総合計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度）では、保健・医療・福祉分野においては「支え合い、安心して暮らせるまち」、教育分野においては「みずから学び、ふれあいを大切にするまち」を目指しています。

本計画は、新制度下における本市の子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

なお、本市においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連 3 法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援行動計画（後期計画）で掲げた各分野における施策の方向性をふまえ、本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成 27(2015)年度から、平成 31(2019)年度までを計画期間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
網走市子ども・子育て支援事業計画 〔第 1 期〕									
↑ 必要に 応じ中間 見直し				見直し	網走市子ども・子育て支援事業計画 〔第 2 期〕				

第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の 3 法（以下「子ども・子育て関連 3 法」とする）に基づく制度のことです。

これまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第 2 条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されます。したがって、本計画に基づき、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、介護保険制度の「要介護認定」に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。

子ども・子育て関連 3 法の主なポイント

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の「総合的な」提供
- 保育の「量的」拡大・確保
- 「地域の」子ども・子育て支援の充実

1 新制度におけるサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「教育・保育給付」は、都道府県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

<新制度におけるサービスの類型>

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法適用	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所
			4 (新たな) 幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市町村が認可)	8 小規模保育
			9 家庭的保育
			10 居宅訪問型保育
			11 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12 利用者支援事業(新規)
			13 地域子育て支援拠点事業
			14 妊婦健康診査
			15 乳児家庭全戸訪問事業
			16 養育支援訪問事業等
			17 子育て短期支援事業
			18 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
			19 一時預かり事業
			20 延長保育事業
			21 病児保育事業
			22 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
			23 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
			24 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)
子ども・子育て支援法適用外			25 私立認可保育所(委託費を支弁)
			26 新制度への移行を選択しない私立幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)
			27 新制度への移行を選択しない認可外の施設(へき地保育所、事業所内保育施設、その他認可外で運営している保育施設等が該当。ただし、へき地保育所については、子ども・子育て支援法第30条に規定する「特例保育」の適用となる見込みである)

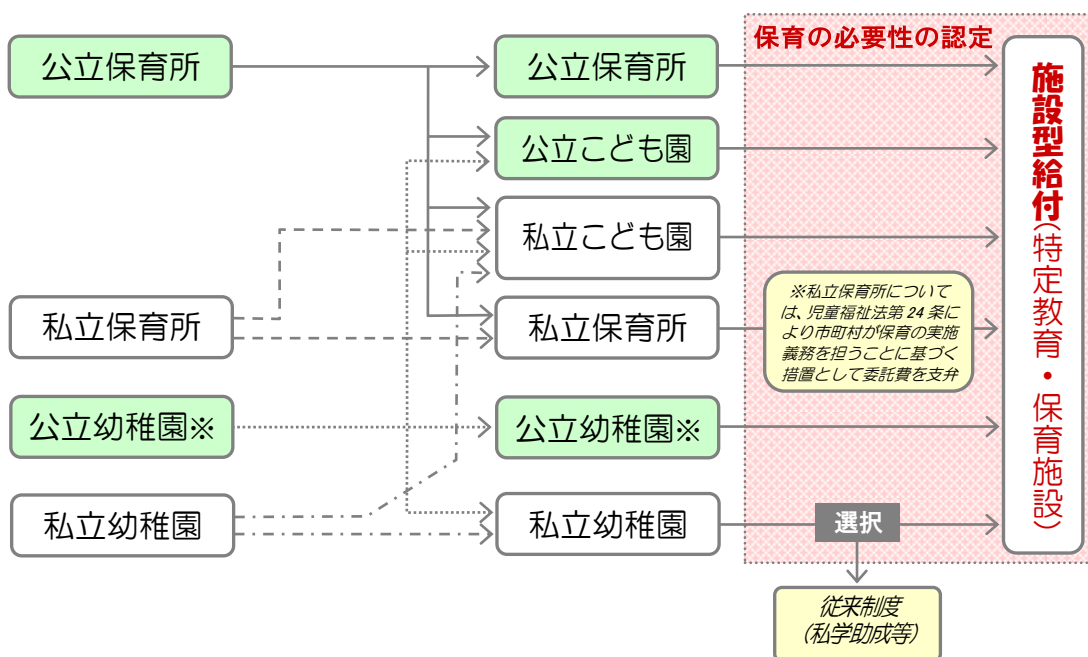
※「子どものための現金給付」として支給する「児童手当」も、子ども・子育て支援法の適用となります。

2 施設型給付

「子ども・子育て支援法」では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。したがって、公立幼稚園※、認可保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援法の「特定教育・保育施設」に移行します。「施設型給付」とは、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育のことで、これに要する費用は法定代理受領が基本となり、保護者が支払う使用料・利用者負担金は、国が定める「公定価格」から、「施設型給付費」を差し引いた額となります（市町村が利用者の所得に応じて定める応能負担）。

私立幼稚園は、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、「子ども・子育て支援法」の「施設型給付」の利用かを法人が選択することになります。この場合、利用者の負担金は、従来制度の場合は「自由価格」で、「施設型給付」の場合は、上記同様、市町村が利用者の所得に応じて定める応能負担となります。

現行制度から新制度への教育・保育施設への移行の流れ



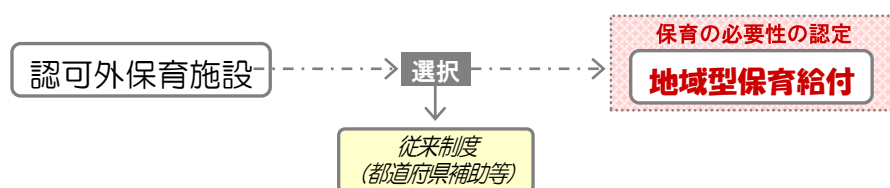
※本市には公立幼稚園はありません。

3 地域型保育給付

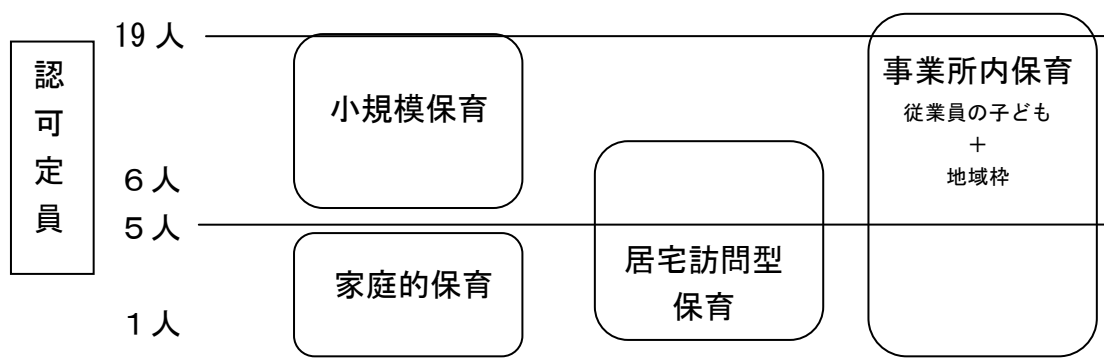
利用定員6人以上19人以下の①「小規模保育」、利用定員5人以下の②「家庭的保育」、子どもの居宅で保育する③「居宅訪問型保育」、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する④「事業所内保育」は、地域型保育給付として、市町村が条例に基づき事業所を「認可」し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。

従来の定員20人以上の私立の認可外保育施設は、事業所内保育施設を除き、地域型保育事業の対象外となり、認可保育所に移行していくことになります。

現行制度から新制度への地域型保育給付への移行の流れ



地域型保育給付の位置づけ



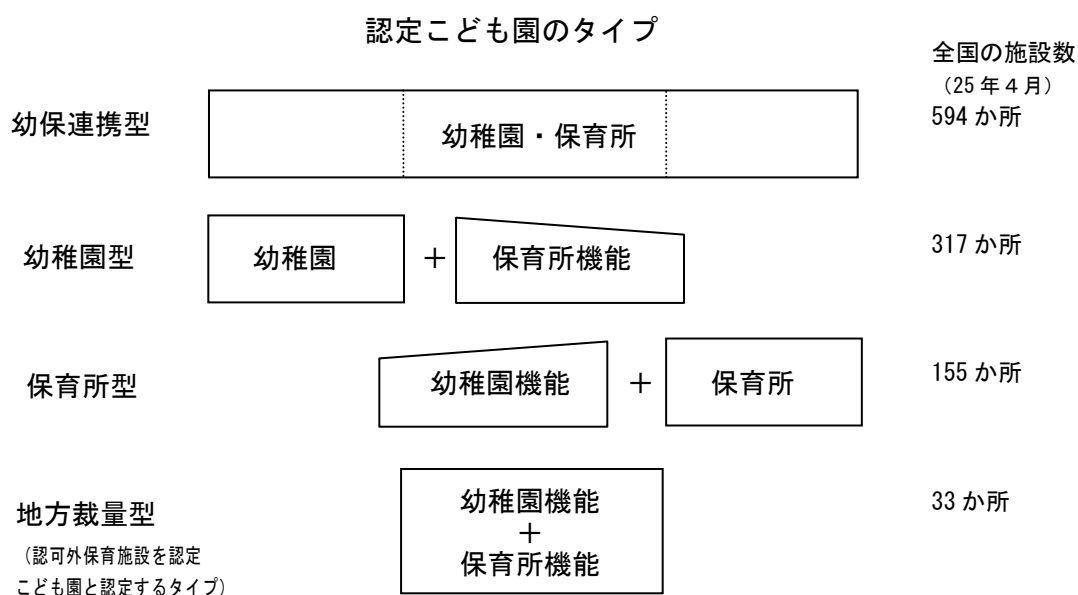
4 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は13事業あり、そのうち10の事業が既存の事業で、「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が新規に導入されました。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」の1つである「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、児童福祉法の改正で、6年生までに対象学年が拡大されたほか、市町村が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していくことになります。

5 幼保連携型認定こども園の制度改正

「認定こども園」は、教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園や保育所を都道府県知事が国の指針と都道府県条例をもとに「認定」し、財政面などの特例措置を講ずるもので、全国に約 1,100 か所あります。このうち、「認定こども園法の一部改正法」により、「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われました。従来の認定こども園は、幼稚園部分は「学校教育法」に、保育所部分は「児童福祉法」に、認定こども園部分は「認定こども園法」に規定されるという、複雑なしくみになっていましたが、改正によって、認可・指導監督や財政措置等が一本化されています。



従来制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較（私立の場合）

	従来の幼保連携型認定こども園	新制度における幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園部分】認定こども園法	認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園の認定】都道府県知事（又は教育委員会）	都道府県知事（教育委員会が一定の関与） ※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成（都道府県） 幼稚園就園奨励費補助（市町村） 【保育所部分】保育所運営費負担金（市町村）	施設型給付（市町村）が基本
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定（応能負担）	市町村が設定（応能負担） ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

第2章 網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口や世帯、就業状況等

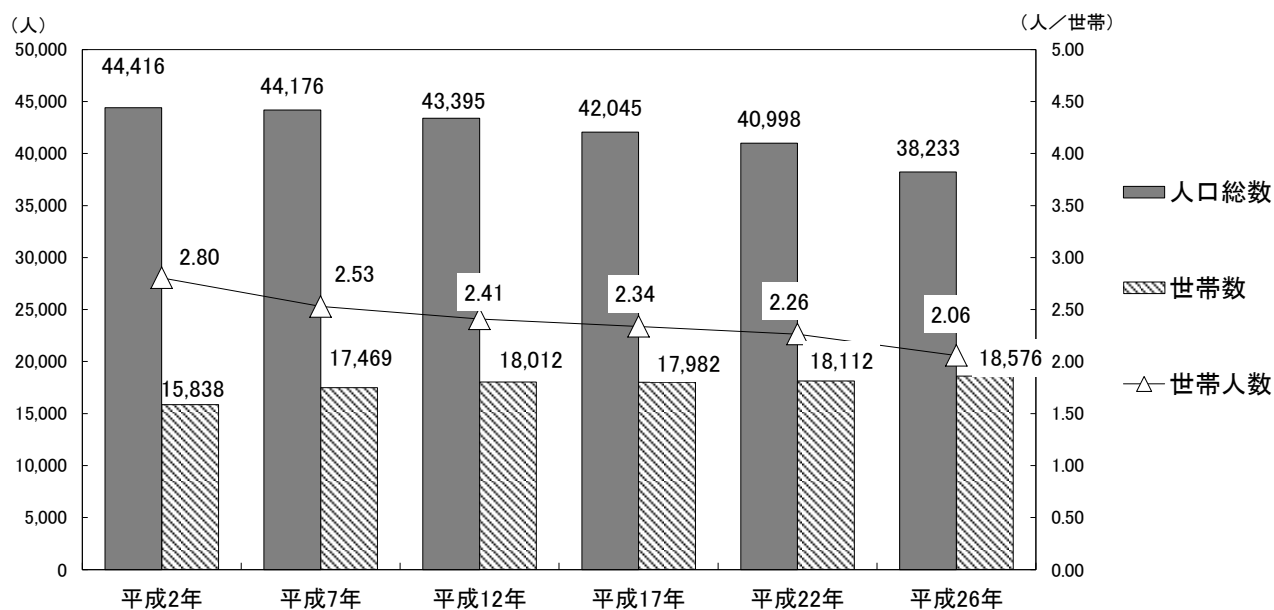
1 総人口と総世帯の状況

平成26年1月1日現在、本市の人口は38,233人で、世帯は18,576世帯、一世帯当たりの人口は2.06人となっています。

人口の推移をみると、平成2年から減少が続いています。世帯数については、平成2年以降、緩やかに増加傾向が続いていますが、その一方で、世帯の少人数化が進んでいます。

人口と世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口総数	44,416	44,176	43,395	42,045	40,998	38,233
男性	22,021	22,279	21,787	21,204	20,981	18,781
女性	22,395	21,897	21,608	20,841	20,017	19,452
世帯数	15,838	17,469	18,012	17,982	18,112	18,576
世帯人数	2.80	2.53	2.41	2.34	2.26	2.06



資料：国勢調査（平成2年～平成22年）、住民基本台帳（平成26年1月）

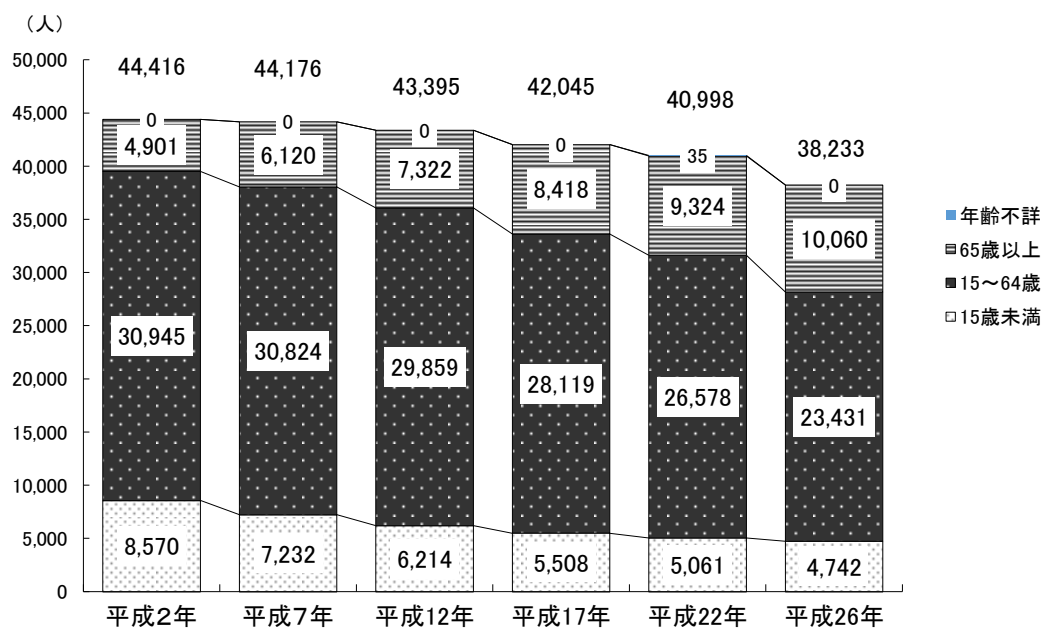
2 年齢3区分人口の推移

平成 26 年の 15 歳未満の年少人口は 4,742 人で、年少人口比率は 12.4% である一方、65 歳以上の高齢人口は 10,060 人で、高齢人口比率は 26.3% となっています。

年齢 3 区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しており、高齢人口については、平成 2 年の 2 倍以上に増加している一方、年少人口は約半減しています。

年齢 3 区分人口構成の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
総人口	44,416	44,176	43,395	42,045	40,998	38,233
15 歳未満	8,570	7,232	6,214	5,508	5,061	4,742
割合	19.3%	16.4%	14.3%	13.1%	12.3%	12.4%
15～64 歳	30,945	30,824	29,859	28,119	26,578	23,431
割合	69.7%	69.8%	68.8%	66.9%	64.8%	61.3%
65 歳以上	4,901	6,120	7,322	8,418	9,324	10,060
割合	11.0%	13.9%	16.9%	20.0%	22.7%	26.3%
年齢不詳	0	0	0	0	35	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%



※平成 22 年の「年齢不詳」は国勢調査が全件封入による回収になったことにより、追跡調査できず生じたものです。

3 人口動態と婚姻・離婚

平成 18 年から平成 26 年までの人口動態について、自然動態は、平成 21 年以降、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態では平成 18 年以降一貫して社会減の年が続き、自然動態と社会動態を加算した人口動態は、人口減が続いています。

婚姻件数、離婚件数については、年度によりばらつきがみられます。

人口動態の推移

	人 口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 18 年	368	352	16	2,227	2,619	△ 392	△ 331
平成 19 年	327	342	△ 15	2,203	2,603	△ 400	△ 374
平成 20 年	322	320	2	2,176	2,647	△ 471	△ 426
平成 21 年	325	342	△ 17	1,997	2,504	△ 507	△ 506
平成 22 年	338	374	△ 36	2,148	2,328	△ 180	△ 189
平成 23 年	339	360	△ 21	1,971	2,175	△ 204	△ 206
平成 24 年	333	391	△ 58	1,791	2,229	△ 438	△ 465
平成 25 年	296	412	△ 116	1,820	2,155	△ 335	△ 252
平成 26 年	320	390	△ 70	1,854	2,266	△ 412	△ 466

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

婚姻件数・離婚件数の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
婚姻件数	220	212	213	189
離婚件数	102	79	88	79

資料：健康管理課

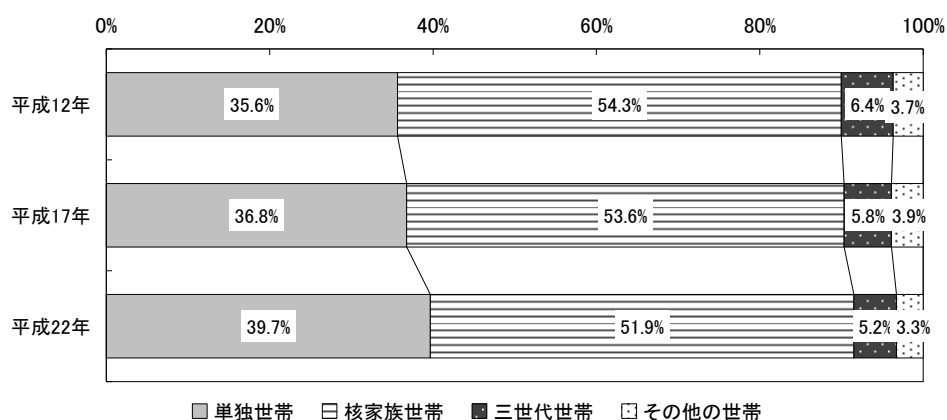
4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成22年の世帯数の合計は、18,064世帯で、核家族世帯が9,368世帯（約52%）などと表の通りで、単独世帯の割合が高まっています。また、核家族世帯の中では、「夫婦のみの世帯」と「ひとり親と未婚の子のみの世帯」が増える一方、「夫婦と未婚の子のみの世帯」は減っています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年では3,598世帯、全世帯の19.9%で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

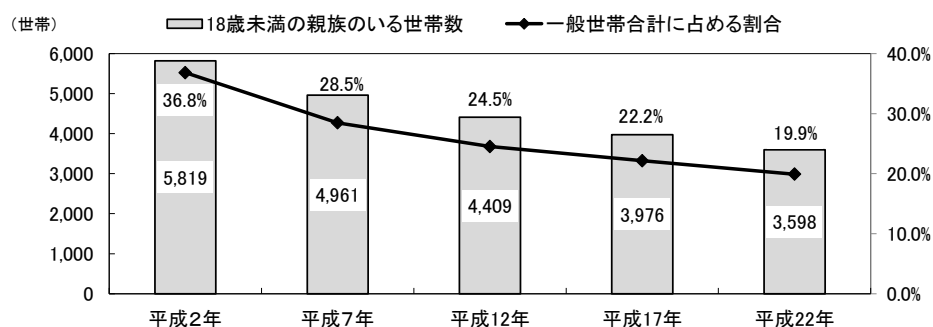
世帯類型等の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
単独世帯	4,111	5,878	6,410	6,596	7,163
核家族世帯	9,678	9,657	9,773	9,614	9,368
夫婦のみの世帯	3,219	3,644	3,957	4,130	4,169
夫婦と未婚の子のみの世帯	5,534	4,990	4,679	4,204	3,852
ひとり親と未婚の子のみの世帯	925	1,023	1,137	1,280	1,347
三世帯世帯	1,395	1,228	1,143	1,040	942
その他の世帯	620	665	661	697	591
合計	15,804	17,428	17,987	17,947	18,064



資料：国勢調査

18歳未満の親族のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

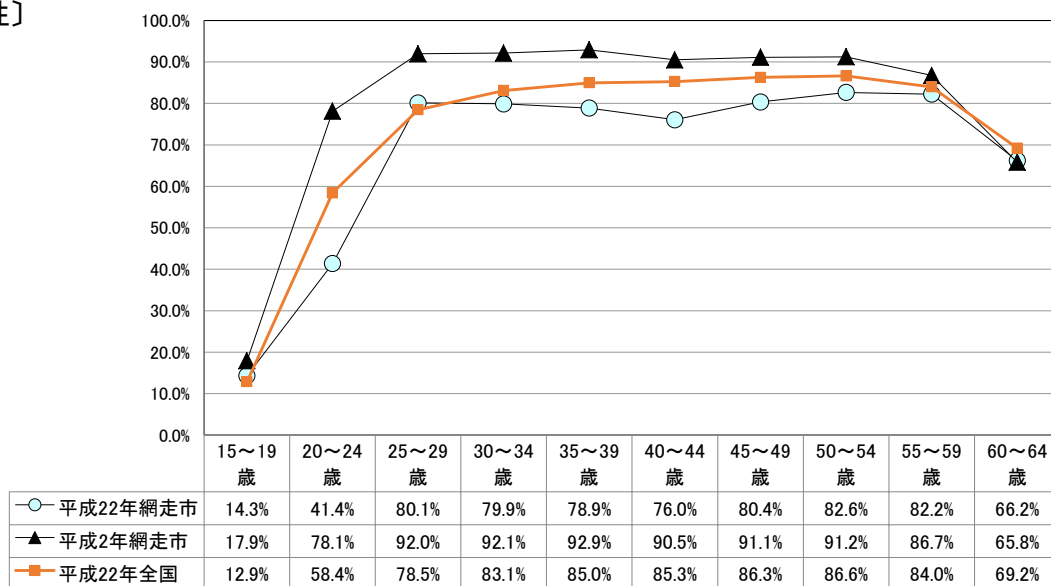
5 女性の就業状況

平成2年と平成22年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、出産・子育て期である20～30代では、男性の就業率が下がっているのに対し、25～39歳の女性の就業率は上がっている傾向にあります。

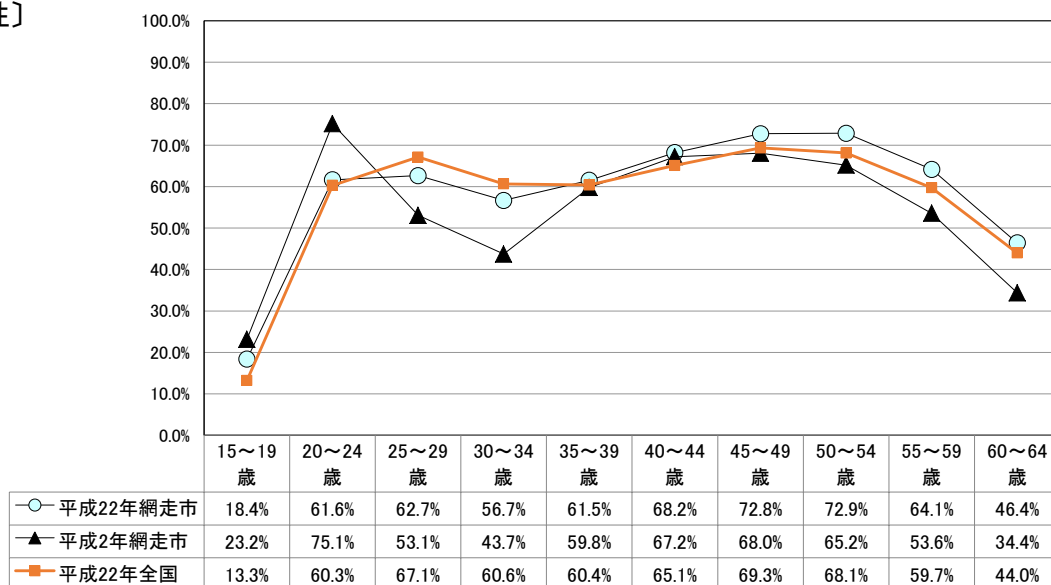
また、平成22年度について、本市と全国とを比較すると、20～30代では、男女とも全国とほぼ同じか、若干下回っている傾向にあります。

男女別・年齢別の就業率

〔男性〕



〔女性〕

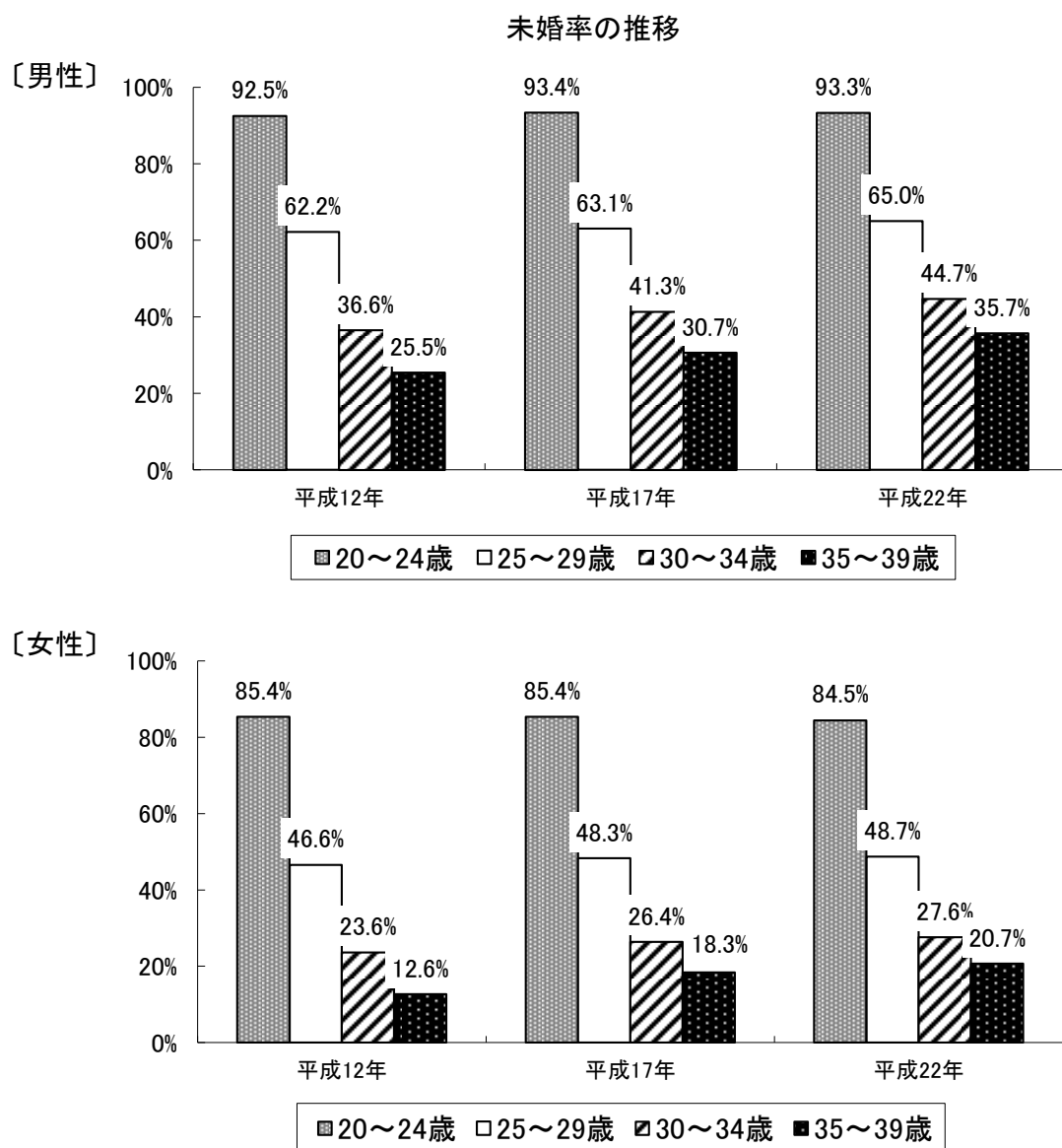


資料：国勢調査

6 配偶関係の状況

未婚率(離婚した人は含まない)を平成12年から平成22年まで比較すると、20代前半の女性以外は各年代で男女ともに全体的に上がる傾向にあります。

平成22年は35～39歳の層で、男性の35.7%、女性の20.7%が未婚となっています。この割合は、男性は平成12年の未婚率よりも1.4倍、女性は1.6倍に増加し、晩婚化・非婚化の傾向が見てとれます。



資料：国勢調査

第2節 ニーズ調査からみた網走市の子育て環境について

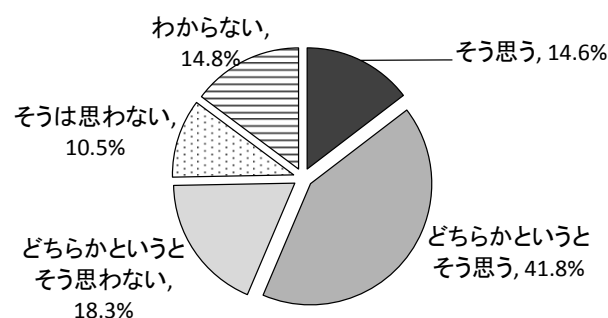
本計画策定の基礎資料とするため、平成 25 年 11 月に、市内の未就学児のいる 1,000 世帯を対象に、郵送によるアンケート調査を実施しました。回収数は 534 世帯分（回収率 53.4%）で、主な結果は下記の通りです。

1 子育てしやすいまちづくりについて

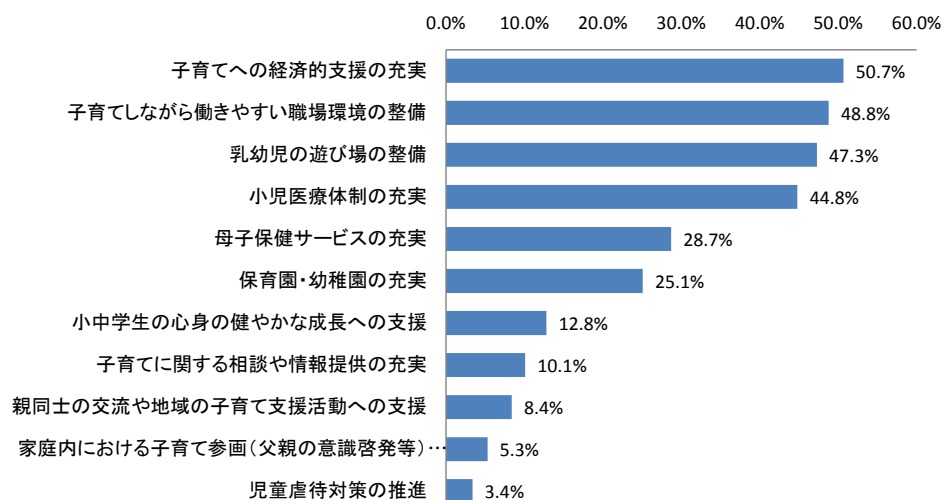
網走市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」は 14.6% 「どちらかというと思う」41.8%で、この 2 つを合わせると 56.4%となり、半数以上の人々が肯定的な評価をしています。

重要な施策として最も多いのは「子育てへの経済的支援の充実」で、50.7%の人が選択しています。次いで多いのが「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」で 48.8%、その次は順に「乳幼児の遊び場の整備」で 47.3%、「小児医療体制の充実」44.8%となっています。以上の 4 つが 30%を超えて重要性が高いと評価された項目となっています。

網走市は子育てしやすいまちだと思うか



子育てしやすいまちづくりのために重要だと思うこと（複数回答）

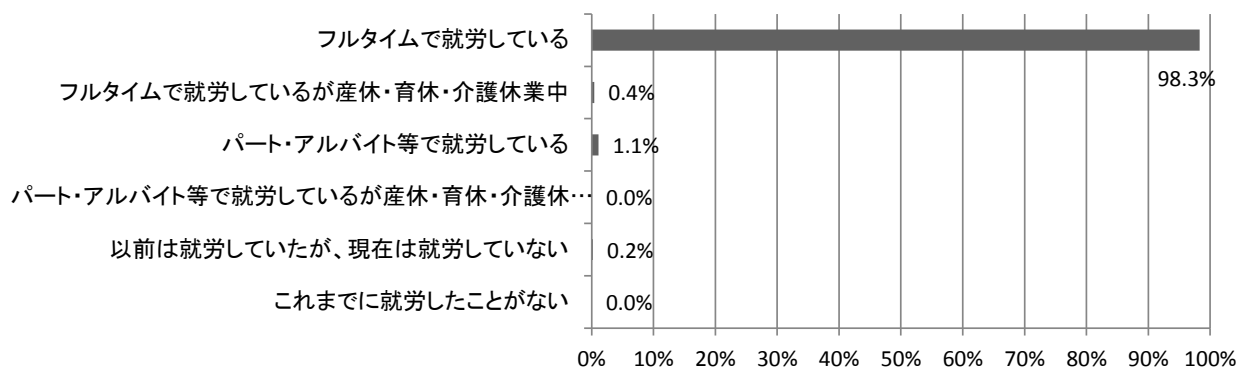


2 保護者の就労状況について

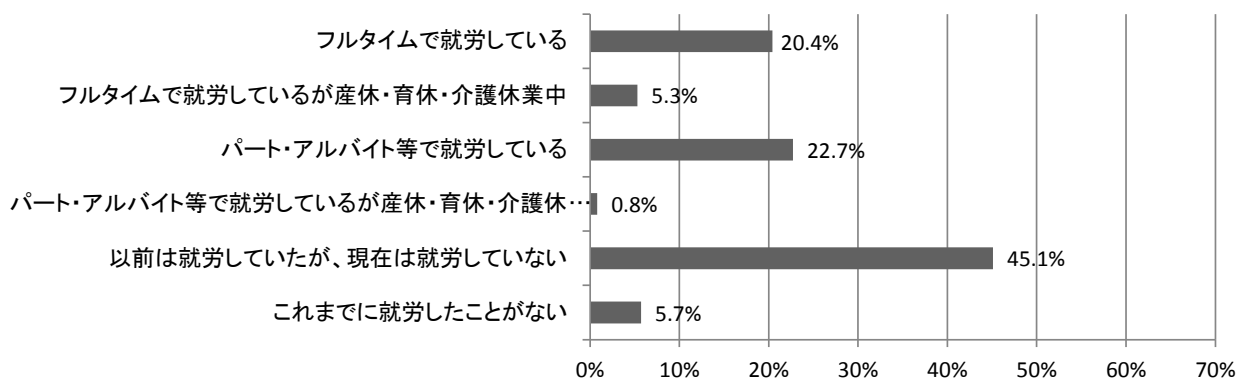
父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が98.3%でほとんどの世帯の状況を示しており、「パート・アルバイト等で就労している」は1.1%となっています。

また、母親の就労状況は、「以前就労、現在無就労」が45.1%で、「これまで無就労」が5.7%と、これまで就労したことがない母親が少なからずおり、それぞれを合わせると、無就労の人が50.8%と約半数を占めます。「フルタイム」「フルタイム（産休・育休中）」を合わせると約25%となり、「パート・アルバイト」「パート・アルバイト（産休・育休中）」は、合わせると23%となります。

父親の就労状況



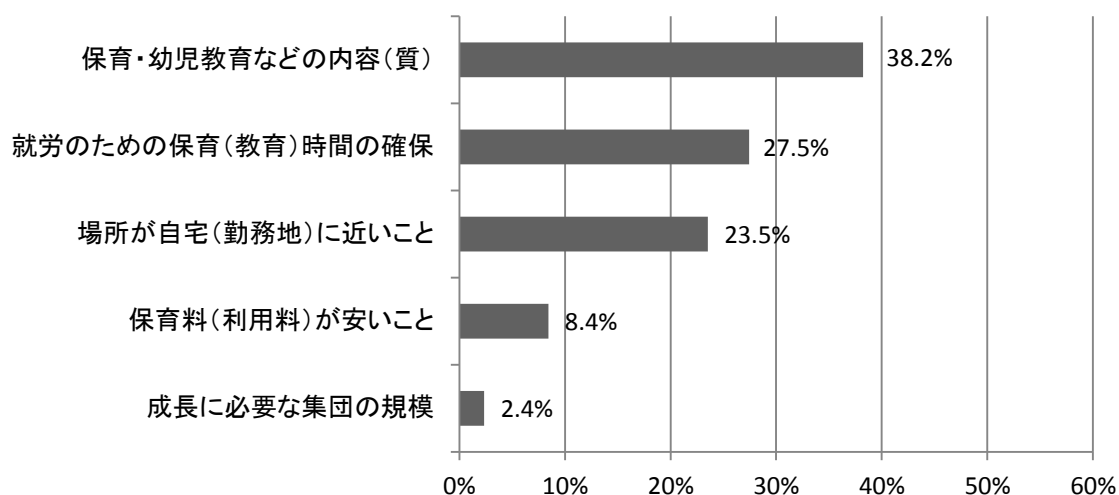
母親の就労状況



3 幼稚園・保育園の利用(選択)で最重視すること

幼稚園、保育園などを利用(選択)するにあたり、最も重要視することとしては、「保育・幼児教育などの内容(質)」が38.2%で最も多く、次いで「就労のための保育(教育)時間の確保」(27.5%)、「場所が自宅(勤務地)に近いこと」(23.5%)と続きます。

幼稚園・保育園の利用(選択)で最重視すること



※上記の5項目を順位付けしてもらい、各項目で1位をつけた人の割合を示しています。

第3節 保育サービスなどの状況

1 保育所・幼稚園

(1) 認可保育所

認可保育所は、公立が4園、私立が1園ありましたが、公立1園が平成23年度で閉園となり、一方で私立幼稚園の1園が平成24年度から認可保育所を新規に併設することで幼保連携型認定こども園に移行しました。現在は公立3園、私立2園となり、児童数は320人から340人程度で推移しています。

保育時間は7時半から18時半までで、私立の2園では、19時までの延長保育と一時保育を実施しています。またすべての保育園で、土曜日の保育、障がい児保育を実施しています。

＜認可保育所の施設数・定員・児童数の推移＞

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数(か所)	公立	4	4	3	3	3
	私立	1	1	2	2	2
	計	5	5	5	5	5
定員(人)	公立	300	300	210	210	210
	私立	60	60	160	160	160
	計	360	360	370	370	370
児童数(人)	公立	258	252	174	171	185
	私立	72	73	149	154	160
	計	330	325	323	325	345
	0歳	16	16	18	13	12
	1歳	43	50	40	55	52
	2歳	49	60	65	60	66
	3歳	70	54	69	70	69
	4歳	73	75	56	68	72
	5歳	79	70	75	59	74

※各年4月1日現在

＜施設別の認可保育所の定員及び児童数＞

区分	保育所名	定員(人)	平成26年 児童数(人)
公立	すずらん保育園	60	45
	たんぽぽ保育園	90	75
	ひまわり保育園	60	65
	公立合計	210	185
私立	潮見保育園	60	69
	認定こども園 つくし保育園	100	91
	私立合計	160	160
合計		370	345

※4月1日現在

(2) 幼稚園

幼稚園は、私立が6園あり、うち1園が平成24年度から併設の認可保育所と一体として認定こども園に移行しています。児童数は減少傾向にあります。

各幼稚園では、預かり保育（夏休みや冬休みなどの長期休業期間を含む）や、未就園児教室など、それぞれに特色のある幼児教育を実施しています。

＜幼稚園の施設数・定員数・児童数の推移＞

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数(か所)	私立計	6	6	6	6	6
定員数(人)	私立計	840	840	840	840	840
児童数(人)	私立計	624	618	596	570	572
	3歳	187	184	191	183	196
	4歳	229	204	207	187	192
	5歳	208	230	198	200	184

※各年4月1日現在

＜施設別の幼稚園の定員及び児童数＞

区分	幼稚園名	定員(人)	平成26年 児童数(人)
私立	網走幼稚園	160	87
	網走若葉幼稚園	170	127
	網走藤幼稚園	140	145
	桂幼稚園	90	33
	潮見幼稚園	120	90
	認定こども園 つくしヶ丘幼稚園	160	90
	合計	840	572

※4月1日現在

(3) へき地保育所

へき地保育所は、公立が6園あり、児童数は横ばい傾向にあります。

平成27年度からは、子ども・子育て支援法第30条の「特例保育」の適用となる見込みです。

＜へき地保育所の施設数・入所児童数の推移＞

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数(か所)	公立計	6	6	6	6	6
入所児童数 (人)	公立計	111	89	89	82	102
	3歳未満	6	2	7	3	7
	3歳	29	22	28	28	36
	4歳	34	30	25	27	29
	5歳	42	35	29	24	30

※各年4月1日現在

＜施設別のへき地保育所の児童数＞

区分	幼稚園名	平成 26 年 児童数（人）
私立	いずみ保育園	9
	さんごそう保育園	18
	藻琴保育園	32
	はまなす保育園	20
	浦土別保育園	10
	嘉多山保育園	13
	合計	102

※ 4 月 1 日現在

（４）その他の保育施設

認可外保育施設は、私立が 1 施設あり、NPO 法人が運営しています。
事業所内保育所は 4 施設となっています。

２ 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て支援センターは、市立ひまわり保育園に併設の「ひまわり」と、平成 24 年度開設の「どんぐり」の 2 か所を設置し、育児相談、親子あそびの紹介、サークル支援、子育てに関する情報の提供等を行っています。

＜地域子育て支援センターの利用人数の推移＞

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
子育て支援センター ひまわり	804	453	480	459
子育て支援センター どんぐり		2,354	2,014	1,617
合計	804	2,807	2,494	2,076

※各年 4 月の利用延べ人数

3 児童館・児童センター・放課後児童クラブ

児童館・児童センターは市内に5施設設置しており、子どもたちの創作活動、スポーツ活動、ゲーム・遊び、図書館文庫、幼児教室などの場を提供しています。平日は10時半～18時半、土曜日は9時～18時半、長期休暇中や学校振替休日は8時～18時半まで開館しています。

また、各児童館・児童センターでは、学校から帰宅しても仕事などで自宅に保護者のいない小学1年生から3年生までの児童を、下校時から18時半まで預かる放課後児童クラブを開設しています。

なお、平成27年度からは、対象児童を6年生まで拡大します。

＜放課後児童クラブの登録者数の推移＞

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
西児童館	50	43	40	25
北児童館	31	30	29	41
潮見児童センター	45	44	58	49
つくし児童センター	58	61	49	30
桂町児童センター	35	36	46	42
合計	219	214	222	187

※各年4月末現在

4 子育てサポートセンター(ファミリー・サポート・センター事業)

子育てサポートセンターは1か所開設しており、生後6か月から小学校6年生までの子どもの保護者が仕事や急な用事などで困った時に、子育ての支援を受けたい依頼会員と支援を行いたい協力会員の会員制の組織で、会員相互による子育ての支援を行っています。

＜子育てサポートセンターの利用の推移＞

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
回数	1,509	820	481	559
時間数	2,792	2,155	1,442	1,689

※各年度の年間延べ利用回数、時間

5 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持、増進を図るため、妊婦の健康診査を医療機関に委託して実施しています。妊婦一般健康診査受診票は、妊婦一人につき最大14枚交付するとともに、超音波検査受診票を最大6枚交付し、妊婦の経済的負担を軽減するとともに、定期受診を促しています。

6 こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や不安、悩みなど養育状況、環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援サービスにつなげ、乳児のいる家庭の孤立化を防いで乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

7 こども発達支援センター

こども発達支援センター「ふわり」において、心身に障がいまたは発達に心配のある児童ならびにその家族に対し、児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、身体および精神の状況に応じて、適切かつ効果的な指導・支援・相談等を行っています。

子育て・教育関連施設一覧

種類	名称	住所
保育園	市立すずらん保育園	新町1丁目9番13号
	市立たんぼぼ保育園	北7条西5丁目1番地1
	市立ひまわり保育園	駒場北4丁目2番18号
	法人立潮見保育園	潮見8丁目4番11号
	法人立認定こども園つくし保育園	つくしヶ丘5丁目9番3号
へき地保育所	いずみ保育園	呼人344-1
	さんごそう保育園	卯原内180-13
	藻琴保育園	藻琴213-3
	はまなす保育園	北浜235-10
	浦土別保育園	浦土別461-1
	嘉多山保育園	嘉多山474
幼稚園	網走幼稚園	南8条東3丁目
	網走若葉幼稚園	南6条東2丁目
	網走藤幼稚園	北4条西4丁目
	桂幼稚園	桂町2丁目3番1号
	潮見幼稚園	潮見8丁目4番9号
	認定こども園つくしヶ丘幼稚園	つくしヶ丘5丁目9番3号
小学校	網走小学校	桂町1丁目1番1号
	中央小学校	向陽ヶ丘4丁目67番地1
	西小学校	新町1丁目8番10号
	潮見小学校	潮見4丁目111番地
	南小学校	鱒浦1丁目11番1号
	西が丘小学校	卯原内182番地1
	東小学校	藻琴225番地
	白鳥台小学校	北浜201番地13
	呼人小学校	呼人339番3
子育て支援センター	ひまわり	駒場北4丁目2番18号（市立ひまわり保育園に併設）
	どんぐり	北10条西3丁目9番地
児童館・児童センター	潮見児童センター	潮見8丁目4番6号
	つくし児童センター	つくしヶ丘5丁目9-17
	北児童館	北9条西4丁目4番1号
	西児童館	新町1丁目9-16
	桂町児童センター	桂町2丁目1-3
その他	子育てサポートセンター	南2条西3丁目（市民活動センター内）
	こども発達支援センター	北11条東1丁目10番地の1

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「網走市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、計画の基本理念を「笑顔輝く子どもと 子育てに喜びを感じる親が 地域ぐるみで育つまち」とし、「すべての子どもが、その誕生と成長を社会全体から祝福され、生まれてきたことの喜びを感じることによって、豊かな人間性を形成できるまちづくり」、「子どもを産み育てる男女が、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じながら、互いに協力し、安心して子育てができるまちづくり」、「地域が、人々の交流をとおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合える、生活しやすいまちづくり」を目指してきました。

また、まちづくりの基本となる網走市総合計画では、市の将来像を「豊かなオホーツクに活みなぎるまち 網走」とし、福祉分野では、「支え合い、安心して暮らせるまち」を基本目標として、地域の人々が絆で結ばれたなかで、支え合い、安心して暮らすことができる共生型地域社会づくりを目指しています。また、教育分野では、「みずから学び、ふれあいを大切にするまち」を基本目標として、地域の歴史や伝統、文化を大切にしつつ、新しい価値観や出会いを楽しみながら、みずから学ぶことができる場を創り出すとともに、ふれあいを大切にするまちの実現を目指しています。

こうした、本市が目指している方向性に沿い、本計画の基本理念を、次の通り掲げることとします。

■基本理念

「親も子も 地域とともに育つまち あばしり」

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等をふまえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

家庭教育の重要性を改めて認識しつつ、子ども・子育て家庭を、幼稚園・保育園・学校、ボランティア、町内会、事業所、行政など、地域ぐるみで支えあう網走をつくっていきます。

第2節 子どもの人口の見通し

住民基本台帳人口を基に「コーホート変化率法」を適用し、子どもの将来人口を推計すると、下記の表の通りとなります。

0～11 歳の本市の児童人口は、平成 31 年には 2,992 人となり、5 年間で 500 人程度の減少が見込まれます。

		計画期間の人口					
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0 歳	278	268	262	258	250	242	236
1 歳	327	276	267	261	257	249	241
2 歳	309	322	272	263	257	253	245
3 歳	298	296	308	260	252	246	242
4 歳	284	289	287	299	253	245	239
5 歳	287	280	284	283	295	249	241
6 歳	289	275	268	273	271	283	239
7 歳	324	286	272	265	270	268	280
8 歳	319	319	280	267	260	265	263
9 歳	324	311	310	273	260	253	259
10 歳	332	320	307	307	270	257	250
11 歳	348	331	319	306	307	270	257
0～2 歳合計	914	866	801	782	764	744	722
3～5 歳合計	869	865	879	842	800	740	722
6～8 歳合計	932	880	820	805	801	816	782
9～11 歳合計	1,004	962	936	886	837	780	766
0～11 歳合計	3,719	3,573	3,436	3,315	3,202	3,080	2,992

※平成 25 年は、4 月 1 日現在の住民基本台帳。平成 26 年以降は、平成 23 年～平成 25 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳（日本人人口）をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。このため、本市では、市内全域で柔軟な供給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の一体的提供および推進体制の確保をしていくことが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、すでに認定こども園が1か所ありますが、引き続き利用者ニーズや事業者の意向、施設・設備等の状況をふまえて対応していきます。

また、小学校と認定こども園、幼稚園、保育園との連携について、事業者の状況をふまえて、事業の運営を促進していきます。

第5節 基本目標

子ども・子育て支援新制度においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援なども重視されています。

そこで、本計画では、次世代育成支援行動計画を継承し、基本目標を以下の6つとします。

1. 地域における子育ての支援

地域全体での子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

2. 母と子の健康の確保及び増進

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の確保と増進を支援します。

3. 子どもの教育環境の整備

学校・家庭・地域が連携して教育力を向上させ、子どもの成長を支えます。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

充実した豊かな暮らしを支えるために、職業生活と家庭生活の調和・両立を推進します。

6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止や障がい児への対応など、きめ細かく総合的な取組を推進します。

第6節 施策の体系

基本目標を実現するための施策の体系は、以下の通りとします。

基本理念	基本目標	基本施策
親も子ども地域とともに育つまちあばしり	1. 地域における子育ての支援	1-1 地域における子育て支援サービスの充実
		1-2 保育サービスの充実
		1-3 子育て支援ネットワークの充実
		1-4 児童の健全育成
		1-5 地域力の活用
	2. 母と子の健康の確保及び増進	2-1 子どもや母親の健康確保
		2-2 「食育」の推進
		2-3 思春期保健対策の充実
		2-4 小児医療の充実
	3. 子どもの教育環境の整備	3-1 次代の親の育成
		3-2 学校の教育環境等の整備
		3-3 家庭や地域の教育力の向上
		3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 子育てにやさしい生活環境の整備
		4-2 安全・安心まちづくりの推進
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	5-1 子どもと子育てについての意識改革の推進
	6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	6-1 児童虐待防止対策の充実
		6-2 ひとり親家庭への支援
		6-3 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援
		6-4 不登校やひきこもり、被害に遭った子どもの保護の推進

第4章 分野別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに対する価値観の変化、核家族化の進行、女性の社会進出、メディアの多様化、地域連帯感の希薄化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こういった変化から、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報があふれかえっている一方、相談機会の不足などが懸念されています。特に、子育てに伴う不安や悩みをかかえ、地域や家族の中でも孤立感を抱いている母親を支援することが必要です。

そのためにも、すべての子どもと家庭を対象にした地域における子育て支援事業、相談・助言活動、サークル活動・交流事業などこれまで実施してきた各種事業の一層の充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
一時保育事業	保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、又は育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供します。 【これまでの取組】 潮見保育園・認定こども園つくしにて、1歳半からの児童を対象に実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
児童センターでの幼児教室	市内2か所の児童センター（潮見・つくし）において、毎週1回、就学前の幼児・親子を対象として、親子遊びを中心に、育児不安や子育てなどについて相談やアドバイス、情報提供を目的とした幼児教室を実施します。 【これまでの取組】 遊戯室を利用し、広々とした空間で遊びを中心とした親子支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児を持つお母さんが安心して子育てができるよう、育児相談・情報提供・親子遊びのひろば・子育てサークル支援・学習会・保育園や児童館との園開放や交流など、各種の支援事業により、子育て支援の拡充を図ります。 【これまでの取組】 平成24年4月より、市内で2か所目となる子育て支援センターどんぐりを開設し、栄養相談・おっぱい相談、ベビーマッサージの実施など、子育て支援の拡充を行っています。 【今後の方向性】 これまで同様、育児相談・情報提供をはじめ、様々な支援事業を行います。	子育て支援課
保育園の開放	保育園に入園していない児童やその保護者に対しても、保育園を月に1～2回程度開放し、親子の交流を図ります。 【これまでの取組】 入園を考えている世帯などの利用が多く、保育園を理解してもらうよい機会になっています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
0歳からのはじめて絵本（ブックスタート支援事業）	乳幼児の絵本との出会いは、親子のふれあいや言葉の発達、豊かな感性を育てることに重要な役割を果たすことから、4か月児健康相談時に図書館司書が出向き、子育てと絵本のかかわりについて話し、図書館にあるおすすめ絵本のリストを配布します。 【これまでの取組】 平成23年度より事業内容を拡大し、図書館利用方法等のパンフレットと合わせて絵本2冊をプレゼントしています。 【今後の方向性】 乳幼児の読書活動を直接支援する事業として継続予定です。	図書館

事業名	事業の概要	担当課
子育て支援センター よみきかせ事業	親子に読書の楽しさを知る機会を提供し読書への関心を高めるため、図書館司書及びボランティアサークルが出向き、よみきかせ活動を行います。 【これまでの取組】 子育て支援センターでのよみきかせを、ボランティア団体・保護者や図書館で分担して、計画的に実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児の読書活動を直接支援する事業として継続予定です。	図書館
私立幼稚園就園奨励 費補助事業	幼稚園教育の振興と父母の経済的負担を軽減するために、幼稚園児のいる世帯を対象に、幼稚園が入园料・保育料の一部を減免した場合に、網走市が幼稚園に補助を行います。 【これまでの取組】 第2子1/2、第3子無料に向けた国の補助限度額の引き上げに合わせ、制度を拡大した中で取組を進めています。 【今後の方向性】 子ども・子育て支援新制度において、施設型給付に移行する幼稚園を利用する1号認定子どもについては保育料は応能負担となり、就園奨励費補助金の対象外となります。	子育て支援課
子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）	保護者の方が、仕事や急な用事などで困ったときに、会員相互による子育て支援活動として、生後6か月から小学校6年生までのお子さんをセンターの協力会員がお預かりします。 【これまでの取組】 協力会員と依頼会員の会員相互による子育ての支援活動を行ってきました。 【今後の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て支援の充実が図れるようにします。	子育て支援課

基本施策2 保育サービスの充実

安心して就労できる子育てしやすい環境づくりのため、放課後児童クラブや保育サービスの充実を図る必要があります。特に、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育など子育て家庭に対して支援できる利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
通常保育事業	保護者の仕事や病気などで家庭において児童の保育が十分にできない場合に、保護者にかわって市内5か所の認可保育所で児童の保育を実施します。 開園時間は7時半～18時半までです。 【これまでの取組】 1～5歳の児童を対象に実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
乳児保育事業	出産後すぐに働くお母さんを支援するために、市内3か所の施設で生後57日目からの乳児の保育を実施します。 【これまでの取組】 年度途中で満員になるほどの利用があり、近年、出産後すぐに復職するお母さんたちの需要が高まっていると考えます。 【今後の方向性】 引き続き児童の保育を実施します。また、近年の需要の高まりを受け、支援の充実を検討していきます	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に伴う、勤務時間の延長などの需要に対応するため、保育標準時間を超える18時半～19時までの延長保育事業を潮見保育園と認定こども園つくしの2か所で実施していきます。 【これまでの取組】 フルタイムで働く保護者を対象に、保育時間の延長によりニーズに応えています。 【今後の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て支援の充実が図れるようにします。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
一時保育事業 (再掲)	保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、又は育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供します。 【これまでの取組】 潮見保育園・認定こども園つくしにて、1歳半からの児童を対象に実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
特別保育事業 (障がい児保育)	障がいのある児童に合わせた支援を行いながら集団生活を送ることができるように、障がい児を受け入れている認可保育所に対し、保育士の加配を行います。 【これまでの取組】 各園で特別な対応が必要と思われる児童に対し、保育士の適切な加配により保育を実施しています。 【今後の方向性】 ニーズに応じて今後も実施していきます。	子育て支援課
保育園地域活動事業 (世代間交流事業)	保育園と地域の人々との交流や老人福祉施設との相互訪問などによる世代間交流を実施します。 【これまでの取組】 老人福祉施設の入所者や利用者と園児とのふれあいやお遊戯の披露などを通じ、交流しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
一日保育士事業	市立保育園において保護者が一日保育士として自分の子どものクラスに入り、子どもの生活（給食、おやつを含む）や遊び、学びなどの実体験ができる機会を提供します。 【これまでの取組】 保護者が子どもたちと一緒に過ごすことや保育士を体験することにより、子育てのヒントを得たり保育園の役割を理解していただくことができます。 【今後の方向性】 ニーズに応じ、引き続き実施します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
へき地保育事業	市の郊外地区に、各地域の運営委員会の運営により6園のへき地保育所が開設されており、郊外地区における子育て支援の中心施設として、地域と連携して保育サービスを行います。 【これまでの取組】 それぞれの地域の実情に即したかたちで保育サービスを行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

基本施策3 子育て支援ネットワークの充実

社会環境が変化する中、どんな家庭でも安心できる子育て環境を整備するためには、住民・行政・専門機関などが連携するネットワークが様々な人や組織を一体的に機能させ、発展していくことが重要です。

子育て支援サービスを効果的に提供するために、地域における子育てネットワークをさらに拡大し、きめ細かく充実させることにより、多様な子育てニーズに対応し、地域連携による子育て支援を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
子育てサークルなどの育成支援	子育てサークルが円滑に運営できるように、子育て支援センター、保健センターなどが初期段階での支援を行います。また、サークル活動の場として、平日の午前中における、児童館の利用を促進しています。 【これまでの取組】 保健センターや子育て支援センターにおいて、サークル活動の支援を行い、児童館の利用も促進しています。 【今後の方向性】 引き続き、サークル支援の充実を図るよう取り組みます。	子育て支援課

基本施策4 児童の健全育成

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、地域や社会活動の場への参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で育んでいくことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに、放課後、週末、長期の休みなどにおいて、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

事業名	事業の概要	担当課
児童館運営事業	網走市内で5か所の児童館・センターを運営し、児童（幼児及び小中学生）に健全な遊びや運動を通して、健康で明るく情操豊かな育成を図ります。 【これまでの取組】 健全な遊びを提供することにより、児童の情操豊かな育成を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	日中、保護者が働いているため、留守となる家庭の児童（小学1～3年生）を対象として、市内の児童館・児童センター5か所に放課後児童クラブを設置し、放課後の子どもの生活の拠点として、学習・遊びを通して児童の健全な育成を目指して実施します。 【これまでの取組】 クラブ指導員を中心に必要な学習・遊びの指導を行い、放課後の子どもの生活の拠点として充実を図っています。 【今後の方向性】 対象を6年生まで拡大し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
よみきかせ会	毎週土曜日 14 時から市立図書館内「えほんのもり」で、よみきかせボランティアによるよみきかせ会を実施し、よみきかせによる子どもたちの豊かな心の成長を支援します。 【これまでの取組】 毎週定時に行う事業として、よみきかせボランティア・高校生・職員により実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児の読書活動を直接支援する事業として継続予定です。	図書館
「子ども読書週間」事業の開催	4月23日（子ども読書の日）からの2週間が「子ども読書週間」となり、これにちなみ、図書館事業として、子どもの読書活動の推進のための事業を行います。 【これまでの取組】 毎年イベントや展示を工夫し、子ども読書週間のPRと読書活動の推進を行っています。 【今後の方向性】 図書館における子どもの読書活動支援事業として継続予定です。	図書館
子ども読書プラン	「あばしり子ども読書プラン」を策定し、0歳から18歳までの子どもの読書活動の推進や読書環境の整備を行います。 【これまでの取組】 平成22年度に「あばしり子ども読書プランⅡ」を策定し、平成26年度まで各種事業を推進実施しています。 【今後の方向性】 プランを見直した「あばしり子ども読書プランⅢ」を策定し、事業の継続と読書ノート事業、選書ブックパック事業など新たな事業も開始予定です。	図書館

事業名	事業の概要	担当課
国際理解体験事業	英会話指導員の他に管内の英語指導助手の参加によるイースターやハロウィンという外国の伝統文化を体験して、国際理解を深めます。また、日本の伝統文化を子どもや英語指導助手が体験できる場を設け、指導を担当する高齢者教室の学生との異年齢交流も図ります。 【これまでの取組】 毎年4月にイースターパーティー（平均30名参加）、10月にハロウィンパーティー（平均100名参加）を実施しています。 【今後の方向性】 内容については毎年改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課
週5日制事業	学校週5日制は、学校や家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちの「生きる力」を育み、健やかな成長を促すための制度であり、子どもたちが有意義な休日を過ごせるよう、毎週土曜日には次の事業を実施します。 ・市のスポーツ施設、美術館、博物館の無料開放（中学生以下） 【これまでの取組】 毎週土曜日の無料開放を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課 スポーツ課 図書館 博物館

事業名	事業の概要	担当課
夏休み教室・冬休み教室、ロセトクラブなど	子どもの創造性や探求心を高め、豊かな心を育む教室・講座を開設します。（エコーセンター） ・夏休み教室・冬休み教室：創作を中心とした教室 ・ロセトクラブ：有志指導者が子どもを対象とする教室を開設する場合に、会場確保や参加募集を支援しています。 ・子ども合唱団オホーツクKIDS コール（毎週土曜日） 【これまでの取組】 各教室とも、ほぼ募集定員通りの参加者が集まり、講座・教室を開設しています。特に、ロセトクラブでは、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 内容については毎年講師と調整を行い、改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課
放課後子供教室	子どもを社会全体で育むため、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域のおとなを指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援します。 【これまでの取組】 4つの市民団体が受け皿となって、学習・書道・水泳・工作・折り紙・活花・合唱・体育が苦手な子のための体育教室等の活動を、年間を通じて放課後や週末に実施しています。 【今後の方向性】 今後も団体との企画会議を継続して開催し、コミュニケーションを取りながら改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
子どもフェスティバル	エコセンターの機能を活用し、子どもたちに様々なテーマを提供し、遊びの中から自主性・創造性を育てます。 地域の大人たちがつながり、様々な科学体験を提供する「科学フェスティバル」を実施していきます。 【これまでの取組】 毎年7月にあばしり科学フェスティバルを開催しています。例年約300名が参加、スタッフ約100名で運営し、子どもたちの科学する心を育てています。 【今後の方向性】 今後も内容を改善・検討しながら継続して事業を実施していきます。	社会教育課
こどもスポーツチャレンジ事業	小学3年生～6年生（親の参加も可能）を対象に毎月1回スポーツ事業を行い、体力の向上・礼儀・協調性などを養い、自己の向上を図ることを目的に開催します。 【これまでの取組】 平成24年度より事業を開始し、毎年30名以上の参加者により実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポーツ課
スポーツ教室 （スキー教室 スケート教室 スノーボード教室）	小学生等を対象とした冬季各種教室を開催し、スポーツを通して少年少女の健全育成に努めます。 【これまでの取組】 冬季スポーツ教室を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポーツ課

事業名	事業の概要	担当課
こどもエコクラブ 助成事業	次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に、主体的に地域や地球の環境に関する学習や活動を行うもので、網走市でも事務局を開設し、エコクラブへの活動支援（登録事務、資材提供、野外活動のサポート）や情報提供を行います。 【これまでの取組】 市内小学校の環境学習を支援するため、公益財団法人日本環境協会が主催する全国水生生物調査への参加をサポートし、河川に生息する生物の实地調査を通じて、毎年度20名あまりの小学生が人間と環境の関わりについて理解を深めるとともに、環境を大切に思う意識を高めてきました。 【今後の方向性】 学校等と市が連携・協力し環境保全の意識醸成のため環境学習を行う意思のある子どもたちの支援を継続・拡充していきます。子どもたちの活動に役立つ情報提供や環境活動の場を提供することにより、主体的に環境保全活動を行い、環境問題解決に資する能力を育み、地域の総合的環境力を高めていきます。	生活環境課

基本施策5 地域力の活用

地域の人や施設などの社会資源を活かすことにより、性別や年齢にかかわらず、様々な人と交流でき、子どもも社会の一員であることや文化の伝承などについて学んでいける場の提供を進めていきます。

また、子育てを地域ぐるみで支援していくため、地元大学との連携の強化を図り、学生との交流も進めていきます。

事業名	事業の概要	担当課
放課後子供教室 (再掲)	子どもを社会全体で育むため、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域のおとなを指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援します。 【これまでの取組】 4つの市民団体が受け皿となって、学習・書道・水泳・工作・折り紙・活花・合唱・体育が苦手な子のための体育教室等の活動を、年間を通じて放課後や週末に実施しています。 【今後の方向性】 今後も団体との企画会議を継続して開催し、コミュニケーションを取りながら改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	社会教育課
夏休み教室・冬休み教室、ロセトクラブなど (再掲)	子どもの創造性や探求心を高め、豊かな心を育む教室・講座を開設します。(エコーセンター) ・夏休み教室・冬休み教室：創作を中心とした教室 ・ロセトクラブ：有志指導者が子どもを対象とする教室を開設する場合に、会場確保や参加募集を支援しています。 ・子ども合唱団オホーツク KIDS コール(毎週土曜日) 【これまでの取組】 各教室とも、ほぼ募集定員通りの参加者が集まり、講座・教室を開設しています。特に、ロセトクラブでは、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 内容については毎年講師と調整を行い、改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
まなびすと講座	地域課題など市民生活の向上にかかわるテーマや、市民に学んでほしいあるいは市民だけではなかなか取り組めないテーマを設定し実施します。 【これまでの取組】 「ウイルトタ刺繍入門講座」を実施し、網走市の歴史文化を市民に継承しています。「原子模型を作ろう」では科学実験をしながら科学に親しむところを育んでいます。そのほか、気象災害・SNS・フェイスブックなど話題の講座を開設しています。 【今後の方向性】 今後もその時々に対応しいテーマを選び、改善・検討をしながら事業を継続します。	社会教育課
子どもと遊ぼうボランティア隊	学校週5日制の実施により、地域社会全体で子どもたちの活動を支援する場の提供が求められていることから、子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、定期的な活動を目指します。 ・活動場所 エコセンター「児童学習室」 ・活動時間 土曜日の10時～17時の時間帯／1回 90～120分 【これまでの取組】 登録した講師は「ロセトクラブ」での講師となり、講座を実施しています。毎月活動があり、講座・教室を開設することにより、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 今後も子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、事業を継続します。	社会教育課
学校支援地域本部事業	東京農業大学と連携し、大学生が、市内小中学校の教育活動ボランティアとして行事などに参加し、交流を図ります。学校と地域住民との交流を深め教育力の向上のため、学校支援ボランティアを学校に配置します。 【これまでの取組】 社会人をはじめ東京農業大学の学生を配置し、登下校の安全確認、体育の授業、部活動の支援などを実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課

基本目標2 母と子の健康の確保及び増進

基本施策1 子どもや母親の健康確保

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の確保が不可欠です。また、これとともに、子どもを健やかに育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期への一貫した親子に対する支援が必要です。

現在、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、様々な母子保健事業を実施しています。

今後も、妊婦が健全に過ごし安心して出産ができる体制とともに、乳幼児が健やかに成長し保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
母子健康手帳交付事業	妊娠の届出により、対象者に母子健康手帳を交付し、手帳交付をきっかけに、保健師などとの相談を実施し、産後育児困難な状況が予想される方々には、妊娠時期から安心して出産が迎えられるよう関係機関と協力して支援します。 【これまでの取組】 妊婦の届出により、対象者に母子健康手帳を交付しています。アンケートを活用し、保健師等と面接や相談の中で産後育児困難な状況が予想される方には妊娠時期から支援を行いました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査受診票を、1人14枚、超音波検査受診票は6枚交付し、健診費用の助成をします。定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通して、受診状況を把握します。 【これまでの取組】 妊婦一般健康診査受診票を1人14枚、超音波検査受診票を6枚交付し、健診費用を助成しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
プレママクラブ (母親学級)	母乳育児のすすめ、お産の準備と赤ちゃんの育て方、母と子どもの歯を守ろう、妊娠中の栄養など、おしゃべりタイムも含めてみんなで楽しく学びます。産後の同窓会も実施し、仲間づくりの機会を提供します。 【これまでの取組】 みんなに聞いてみよう、妊娠中の栄養・歯について、お産の準備と赤ちゃんの育て方などについて楽しく学んでいます。産後の同窓会も実施し、仲間づくりの機会を提供しています。 【今後の方向性】 実施後アンケートを行い、内容等検討しながら継続して実施します。	健康管理課
ハローベビークラブ (両親学級)	両親が協力して妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、安心して出産・育児に臨めるよう、沐浴実習などを実施します。 【これまでの取組】 両親が協力して妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、安心して出産・育児に臨めるよう、沐浴実習などを実施しています。 【今後の方向性】 実施後アンケートを行い、内容等検討しながら継続して実施します。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
乳幼児健康相談	育児の正しい知識の普及を図るとともに、子育ての不安や悩みの相談に応じ、健康相談・栄養相談・情緒・言葉の確認と指導を行います。 ①8か月児健康相談（毎月1回実施） 計測・歯科指導・個別の育児相談を行う。 ②事後相談（毎月1回実施） 継続支援が必要な乳幼児に対する相談を行う。 ③2歳児相談（2か月に1回実施） 1歳6か月健診などで継続支援が必要な乳幼児に対する相談を行う。 ④随時又は育児サークルなど依頼による相談も行う。 【これまでの取組】 育児の正しい知識の普及を図るとともに、子育ての不安や悩みの相談に応じ、健康相談・栄養相談・情緒・言葉の確認と指導を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
4か月児健康診査	身体的疾病の早期発見など総合的な健康管理を目的に、医師の診察・身体測定・離乳食の集団指導・育児に関する個別相談を行います。保護者の養育状況や心理面にも配慮し、育児困難な方には関係機関と協力して支援します。 【これまでの取組】 医師の診察・身体測定・離乳食の集団指導・育児に関する個別相談を行い、育児困難な方には関係機関と協力して支援をしています。また、平成23年度より絵本のプレゼントを行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
1歳6か月児健康診査	医師・歯科医師の診察、身体測定により、疾病の早期発見、精神心理など総合的な健康管理と子育て支援、各種個別相談及び希望者にはフッ化物塗布を実施します。 【これまでの取組】 満1歳6か月の子どもを対象に、医師・歯科医師の診察・身体測定により、疾病や心身障がいの早期発見など総合的な健康管理と子育て支援、各種個別相談及び希望者にはフッ化物塗布を、毎月1回実施しています。平成26年度より、適切な時期に排泄の自立ができるようトイレトレーニングの資料を対象者全員に配布しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
3歳児健康診査	医師・歯科医師の診察、身体測定により、身体的疾病の早期発見・精神心理面など総合的な健康管理と、日常生活における問題や今後の子育ての不安に対する援助を毎月1回実施します。 【これまでの取組】 満3歳の子どもを対象に、医師・歯科医師の診察、尿検査、身体測定により、疾病や心身障がいの早期発見など総合的な健康管理と、養育環境の問題や今後の子育ての不安に対する援助等各種個別相談を毎月1回実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
のびのび育児教室	育児をしている親が、仲間との情報交換や専門家の助言により、子育ての不安や悩みを解決し、自信を持って子育てできるよう支援するとともに、親同士の交流を図る機会を設けます。希望者の育児サークルの立ち上げの支援も行います。 【これまでの取組】 仲間との情報交換や専門家の助言により、子育ての不安や悩みを解決し、自信をもって子育て出来るよう支援するとともに、様々な親同士の交流が図れるよう取り組みました。また、希望者には育児サークル立ち上げの支援も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防を目的として、医師会の協力により、接種を実施します。 【これまでの取組】 伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を目的として、医師会の協力により、定期接種（麻しん・風しん・BCG・ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・四混・三混・二混）を実施しています。また、任意接種の助成制度として、子どもインフルエンザ及び麻しん風しん混合の接種を実施しています。 【今後の方向性】 継続して取り組むとともに、定期接種となる予定のワクチンについて、迅速に実施していきます。	健康管理課
フッ化物塗布	1歳児～就学前の児童を対象として、歯科健診を実施後、フッ化物塗布を毎月2回実施します（1歳6か月児健診時も希望者に実施）。 【これまでの取組】 1歳児～就学前の児童を対象として、歯科検診を実施後、フッ化物塗布を毎月2回実施しています（1歳6か月児健診時も希望者に実施）。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
保育園児のフッ素洗口	幼児期の虫歯予防のため、4歳以上の保育園児を対象に週1回フッ素洗口を実施します。 【これまでの取組】 認可保育所4園、へき地保育園（希望する園）において実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
妊産婦訪問指導	妊産婦の健康の保持・増進及び妊娠・出産・育児に関して、正しい知識を身につけ、安心して育児を行えるよう、保健師・栄養士などが家庭訪問し保健指導を実施します。 【これまでの取組】 妊産婦の健康の保持・増進及び妊娠・出産・育児に関して正しい知識を身につけ、安心して育児を行えるよう、保健師・栄養士などが家庭訪問し、保健指導を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
乳幼児訪問指導	子どもが健やかに成長するために、新生児（第1子）・低体重児・病院から連絡のあった子ども・健診などで継続支援が必要な子どもなどを対象とし、家庭を訪問して発育・発達、生活状況を確認し、適切な保健指導を実施します。また、母親の不安・悩みの軽減を図ります。 第2子以降で、生後4か月未満の出生児のいる家庭を対象に在宅保健師・助産師等が、家庭訪問を行います（乳児家庭全戸訪問調査（こんにちは赤ちゃん事業））。 【これまでの取組】 新生児（第1子）・低体重児・病院から連絡のあった子ども、健診などで継続支援が必要な子どもなどを対象とし、家庭訪問して発育・発達・生活状況を確認し保健指導を実施しています。第2子以降で、生後4か月未満の子どものいる家庭を対象に在宅保健師・助産師等が、家庭訪問を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
養育支援訪問事業等の実施	本市においては新制度における養育支援訪問事業等は実施していませんが、養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを、関係機関と協力して実施していきます。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用（ただし、北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額）及び特定不妊治療以外の不妊治療のうち保険適用外の治療に対して通算5年間助成します。 【これまでの取組】 特定不妊治療に要した費用（ただし、北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額）については1年度あたり5万円、特定不妊治療以外の不妊治療のうち保険適用外の治療に対して1年度あたり3万円を限度に、通算5年間市単独の助成を行っています。 【今後の方向性】 北海道における特定不妊治療助成事業の実施状況をかんがみながら、今後も継続して実施します。	健康管理課
入院助産助成事業	社会保険や国民健康保険などに未加入の妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的な理由などで入院して出産ができない場合に、妊産婦を助産施設（網走厚生病院）への入院により出産の安全を図ります。 【これまでの取組】 健康保険未加入で、経済的に困っている世帯の妊産婦が安心して出産できるよう実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
望ましい生活習慣を確立する教育活動の充実	「早寝早起き朝ごはん」運動などの展開により、望ましい基本的生活習慣を身につけさせるとともに、家庭とも連携をした中で、継続的な取組を進めます。 【これまでの取組】 教育局を通じて得られる、チラシ等の学力向上に繋がる有益な情報について、学校教育部及び社会教育部で情報を共有し、学校を通じて児童・生徒に啓発チラシを配布しています。 【今後の方向性】 今後も有益な情報を共有しながら、児童・生徒の基本的生活習慣を身につけさせるとともに、家庭とも連携した中で、学力向上に繋がる継続的な取組を進めます。	学校教育部 管理課 社会教育課

基本施策2「食育」の推進

子どもの健やかな成長に必要な望ましい食習慣や、親と子が家庭で食の大切さを考えバランスのとれた食生活を営む力が弱まっています。

近年は、毎日きちんと朝食を取らない子どもが増えていると言われ、食事を一人で取る孤食の状況もみられます。

そのため、各世代の子どもの発育、発達にあった食生活を営む力や家族や子ども自身が食事について学び、考えられる力を育むために、食育に関する事業を推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
網走市食育推進計画に係る事業	「食育基本法」に基づき「網走市食育基本計画」を策定し、取り組んでいます。「食育」は、一人一人が生涯を通じて生き生きと暮らすため、健全な食生活をおくる力を習得するための取組であり、地域や学校、家庭と連携しながら「食育」を推進していきます。 【これまでの取組】 各種イベントなどを通じて、食育や地産地消のPRを行いました。また、網走市の特産品である「またたび」や「行者菜」の料理教室など、様々な活動をしています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	農政課
網走ふるさと給食	食育に関する啓発の推進、地元生産物と地場産業などについて理解を深める学習機会として、小中学校の給食に地場産品を食材として使用した「網走ふるさと給食」を実施します。 【これまでの取組】 ・年1回、網走産の鮭、野菜を使ったメニューの給食を全校で実施しており、そのうち4校で生産者講話を実施しています。 ・年1回くじら給食を実施しています。 ・JAオホーツク網走より「あばしり和牛」を提供いただき、全校であばしり和牛給食を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部管理課

事業名	事業の概要	担当課
広報での食の情報提供	網走市食生活改善協議会では、市のホームページと毎月の広報あばしりの「今月の健康レシピ」というコーナーに、季節や旬を生かした、栄養と生活習慣病の予防を考えた献立・料理の調理方法や栄養価を紹介し、家庭への食の情報提供を行います。 【これまでの取組】 広報あばしりに「今月の健康レシピ」を掲載するとともに市のホームページでは「食改さんの健康レシピ」としてレシピを紹介し、広く家庭への食の情報提供を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課
幼稚園でのクッキング体験	市内の幼稚園では、食を通しての教育として、生命のありがたさや挨拶などを学び、実体験をさせるためにカリキュラムを定めて「クッキング」を実施します。 【これまでの取組】 「クッキング」や食事に関する様々な経験を通じて、道徳観や食に関する知識が身につくようにしています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	市内幼稚園
保育園での食の情報提供	保育園において、毎月の「献立表」や給食時間を利用して、正しい食事のとり方や、旬や季節の食材に関する知識など食に関する情報を提供します。 【これまでの取組】 給食時間や掲示物を利用して児童へ、給食だよりを通じて保護者へ、食事のマナーや食に関する情報を提供しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
保育園での給食サンプルの展示	食育の一環として市立保育園において、その日の給食の実物を展示します。 【これまでの取組】 給食の実物を展示することによって、1食あたりの目安量や栄養バランスのとり方などを知らせています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
保育園での食事づくり体験	市内の保育園では、児童が菜園での野菜作りを通して自分たちの食べる給食の一部を実際に作り、収穫～調理お手伝い～給食により食事づくりの体験をします。 【これまでの取組】 児童が、野菜づくり及び収穫～調理お手伝い～食することによって食や栄養の関心を持つよう実施してきました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子保健における栄養改善事業の充実	プレママクラブ(妊婦教室)・育児教室・家庭訪問・乳幼児健診などの場で、妊産婦や乳幼児を対象にした栄養指導を行います。 また、食べることの大切さをいかに伝えていくかをさらに検討していきます。 【これまでの取組】 プレママクラブ(妊婦教室)・育児教室・離乳食教室・家庭訪問・乳幼児健診などの場で、妊産婦や乳幼児を対象にした栄養指導を行います。また、食べることの大切さをいかに伝えていくかを検討し、他機関と連携を図り、栄養改善と食育の推進に努めています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
ナチュラルベビー クッキング教室	親が離乳の必要性を理解し、発達に応じた離乳食を与えることができることを目的として、5～9か月児の親を対象とし、初期コースと中後期コースから選び、栄養や歯科の講話及び調理実習を行っています。また、市民活動センターのボランティアの協力を得て託児も行っています。 【これまでの取組】 親が、発達に応じた離乳食を安心して与えることができることを目的として、5～9か月児の親を対象に、初期コースと中後期コースから選び、栄養や歯科の講話及び調理実習を行っています。25年度には離乳食の作り方のDVDを作成しました。また、市民活動センターのボランティアの協力を得て託児も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していくとともに、作成した離乳食DVDの周知・販売を行います。	健康管理課

基本施策3 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもにとって自立に向けての大切な時期であり、感受性豊かな時期でもあります。そのため不安定になりやすい時期でもあります。思春期の子どもの心と体の両面の健康を支援できるように、児童生徒を対象とした保健事業を推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
中高生の喫煙や薬物に関する教育	中学校、高校において、授業で喫煙、薬物などの有害性について教えるとともに、学校通信などを利用して情報を提供します。 また、希望のある学校において関係機関と協力し、中高生を対象に喫煙や薬物に対する教育を実施します。 【これまでの取組】 各学校において、薬物乱用防止教室などを開催し、薬物や喫煙の害について指導を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
中学生赤ちゃんふれあい体験	中学生を対象に、命の尊さや赤ちゃんの愛おしさなどを感じてもらうことを目的として、子育て支援センターと連携して赤ちゃんとのふれあい体験を行います。 【これまでの取組】 毎年、教室参加希望の中学校を募り、目的に沿って実施しています。子育て支援センターと協力し、21～26年度は継続実施しました。 【今後の方向性】 中学校からの実施希望がある限り継続実施していく予定です。	健康管理課
小中学校における性教育 (エイズ予防教育)	学校における指導内容の方針や、新しい情報収集や関係各課との連携を図った指導を実践するための話し合いを行います。 【これまでの取組】 学校配当で必要な教材を購入するなどして、授業においてきめ細やかな指導を行っています。中学校では保健センターが子育て支援センターと連携して「赤ちゃんふれあい体験」を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課 健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
心身の健康を育む 健康教育の推進	心身の健康の保持増進のために必要な実践的な能力や態度を育成するため、健康診断の結果も活用しながら、保健教育（薬物乱用防止・性教育等を含む。）の充実を図ります。 【これまでの取組】 各学校において、薬物乱用防止教室や性教育の充実を図っています。また、Q-Uテストにより、児童・生徒の悩みや学校生活の不満を把握して、いじめ防止などに活用しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課

基本施策4 小児医療の充実

子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応を迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。

安心して生み、育てることができる環境を整備するために、夜間も安心して医療サービスを受けることができるように、医療体制の整備を推進します。

事業名	事業の概要	担当課
救急医療体制の充実・確保	網走医師会の協力により、休日又は夜間の救急医療体制が確保されています。さらに救急医療体制の充実・確保を図るため、今後も関係市町村・関係機関との連携を充実していきます。 また、救急医療体制作り事業として、休日又は夜間における第1次救急医療体制の確保及び救急医療知識の普及啓発活動を実施します。 【これまでの取組】 平成23年度より、斜網地域の救急医療体制について、関係市町・消防組合及び網走医師会において協定書を締結し、第1次救急医療体制の確保を図るとともに、第2次救急医療体制の充実に努めています。 【今後の方向性】 引き続き関係市町・関係機関と連携し、救急医療体制の充実・確保に努めます。	健康管理課
こども医療費助成制度	小学校入学前の乳幼児の医療費のうち、保険診療の自己負担額を助成し、乳幼児期の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健やかな成長を図ります。 【これまでの取組】 平成26年8月からは「こども医療費助成制度」として、中学校卒業までの入院費と指定訪問看護利用料を無償化して、充実を図りました。 【今後の方向性】 今後とも事業を継続し、子どもの健やかな成長を図ります。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行います。 【これまでの取組】 経済的負担が大きい未熟児の入院・養育について医療の給付を行うことで、必要な養育が受けられるよう実施しています（平成25年4月より市町村事務）。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

基本目標3 子どもの教育環境の整備

基本施策1 次代の親の育成

少子化により、兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあい経験がないまま親となる人が増加しています。子育てについて考える機会をもつためにも、保育園等を活用し、無邪気な小さな子どもを愛おしく思う心を養い、将来、愛情を持って子育てができる心を育てます。

事業名	事業の概要	担当課
中学生赤ちゃん ふれあい体験 (再掲)	中学生を対象に、命の尊さや赤ちゃんの愛おしさなどを感じてもらうことを目的として、子育て支援センターと連携して赤ちゃんとのふれあい体験を行います。 【これまでの取組】 毎年、教室参加希望の中学校を募り、目的に沿って実施しています。子育て支援センターと協力し、21～26年度は継続実施しました。 【今後の方向性】 中学校からの実施希望がある限り継続実施していく予定です。	健康管理課

基本施策2 学校の教育環境等の整備

学校教育においては、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と個性豊かに「生きる力」を育む教育が進められてきました。

一方で、学力低下が問われてきたことから、学習指導要領の見直しが行われ、学習内容や時間等について改正が加えられています。

このように大きく変化する学校教育の中で、子どもたちが有意義な学習の時間を持てるよう、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などを推進し、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

事業名	事業の概要	担当課
少人数学習体制の推進	創意工夫を活かして、より多様な指導形態や指導方法を展開するため、少人数の学習集団を編成して少人数授業などに積極的に取り組む学校に対しての教員定数の加配を道教委に要望していきます。 【これまでの取組】 機会あるごとに、道教委に要望しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
学校支援地域本部事業 (再掲)	東京農業大学と連携し、大学生が、市内小中学校の教育活動ボランティアとして行事などに参加し、交流を図ります。学校と地域住民との交流を深め教育力の向上のため、学校支援ボランティアを学校に配置します。 【これまでの取組】 社会人をはじめ東京農業大学の学生を配置し、登下校の安全確認、体育の授業、部活動の支援などを実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
学校評議員制度	開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員を設置し、保護者や地域住民の意向を把握、それを学校運営に反映し、また、学校運営の状況などを周知させるなど、学校運営の改善を図ります。 【これまでの取組】 各学校において年2～3回、学校評議員の意見聴取を行い、学校運営の改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
特色ある学校づくり 推進事業	総合的な学習の時間などに、地域、学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するため、必要な物品購入などに係る経費を補助します。 【これまでの取組】 学校規模に応じた配当を行い、必要な教材を使った指導を行っているほか、スクールバスを利用した施設訪問などの活動を支援しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
家庭児童・教育相談 事業	家庭児童・教育相談員が、いじめなどを理由とする不登校、児童虐待、発達の遅れや障がいなど、子どもや保護者の様々な悩みや不安について、家庭・学校を含めた、きめ細かな対応を行うため、学校、北見児童相談所及び地域の関係機関との連携を図りながら、相談・助言・指導を行います。 【これまでの取組】 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、児童や保護者の支援を行っています。また、クリオネ学級通級児童・生徒のサポートなども行っています。 【今後の方向性】 今後とも、支援の必要な児童や保護者の支援を図っていきます。	学校教育部 管理課 子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
確かな学力を育む教育活動の充実	教材教具の整備や学習指導の工夫・充実により、学ぶことの楽しさや意義を教えた上で学ぶ意欲を育むとともに、「生きる力」の1つである学力の基礎・基本を確実に定着させるための教育活動の充実を図ります。 【これまでの取組】 学校規模に応じた配当を行い、学校活動において必要な教材整備を支援するほか、学力テスト知能テスト経費を負担することで基礎学力の定着度を把握し、児童生徒一人一人の能力に応じた指導に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実	望ましい学習習慣を身につけさせるとともに、一人一人の学習状況や教育的ニーズを的確に把握した上で、少人数学級や習熟度の程度に応じた指導、チーム・ティーチングなどわかる授業の推進に向けた、きめ細かな学習指導の充実を図ります。 【これまでの取組】 平成24年から網走市学力向上推進委員会を設置し、統一した「家庭学習の手引き」を作成するなど、すべての児童・生徒に「確かな学力」を身につけることができるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
国際理解教育	英語指導助手を配置し、実践的な英語力を身につけるとともに、多様な文化の尊重や平和を求める意識を養う国際理解教育を推進する学習指導の充実を図ります。 【これまでの取組】 英会話指導員を配置し、市内全小学校及び要望がある幼稚園・保育園及びエコーセンターで登録しているサークル等へ英会話の指導を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課 社会教育課 企画調整課

事業名	事業の概要	担当課
情報教育の充実	情報を適切に活用・対応することができるよう、情報モラルを身につけるとともに、パソコンなどを有効に活用した学習機会の充実を図ります。 【これまでの取組】 すべての小学校にパソコン教室を設置し、また平成26年度から中学校にタブレット型パソコン、無線LAN環境を整備することで、情報教育の充実に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
夢や希望を育むキャリア教育の推進	自立して社会で生きていくための基礎を育むとともに、自己を見つめ自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択・決定できるよう、キャリア教育の充実を図ります。 【これまでの取組】 網走市民大学を開設し、年間6～7講座の学習機会を提供しています。また、あばしり学講座では地域学として様々な学習機会を1年間通じて提供しています。 【今後の方向性】 今後も内容を改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	社会教育課 商工労働課
豊かな心を育む教育活動の充実	心に響く道徳教育、人権教育、福祉教育、体験活動、ボランティア活動などを通して、規範意識を育み、思いやりの心や豊かな人間性を育むための教育活動の充実を図ります。 【これまでの取組】 豊かな心を育てる活動推進会議に網走市が補助金及び事務局として関わり支援をしています。同団体は市内小中学校の全児童・生徒から標語を募集し、優秀作品を掲載したポスターカレンダーを作成し、全児童・生徒に配布しています。また、市内の全小中学校から代表者が集まり意見発表会を実施し、その中から優秀者をオホーツク地区大会となる少年の主張へ推薦し出場しています。 【今後の方向性】 今後も団体への支援を通じ、豊かな心を育む教育活動の充実を図ります。	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
豊かな感性を醸成する教育活動の充実	豊かな感性や表現力・創造力を身につけさせるため、学校図書館を活用した読書活動の推進や優れた芸術・文化に触れ親しむ機会の充実を図ります。 【これまでの取組】 オホーツク・文化交流センター芸術文化事業を実施し、年間3～4公演の鑑賞機会を提供しています。また、年に1度、幼児から小学校低学年のファミリーを対象としてファミリー劇場を実施し芸術の鑑賞機会を提供しています。青少年音楽教室では吹奏楽や弦楽の演奏指導を実施しています。 【今後の方向性】 今後も演目や内容の検討をしながら、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するなど、芸術・文化に触れ親しむ機会の充実を図ります。	社会教育課 図書館 博物館 学校教育部 管理課
地域から学ぶふるさと教育の推進	地域に対する愛着や誇りを持つことができるために、地域の人材、自然、歴史、産業、産物などの教育資源を活用したふるさと教育の充実を図ります。	各課
社会への関心を高める教育の推進	地域や社会への関心を高め、地域や社会のためにできることを自ら考え、自ら実践するために、ボランティア活動や環境教育などの学習機会の充実を図ります。 【これまでの取組】 各学校において、清掃活動や除雪ボランティアなどに取り組んでいます。また、校長会教頭会においても活動の充実を図るよう指導しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
教職員の資質向上に向けた研修の充実	情熱を持った教職員を確保するとともに、教職員の使命感や責任感を高め、高い指導力を備えるための研究・研修の充実を図ります。 【これまでの取組】 指導力のある教職員の配置については、各学校の要望を北海道教育委員会に要請し、教育環境の充実を図るよう取り組んでいます。また、すべての学校で公開研究会を開催することで、教職員の研究研修の充実を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課

事業名	事業の概要	担当課
安全で安心して学べる教育環境の充実	子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、学校施設・設備などの安全性・快適性・機能性を向上させるとともに、通学環境の充実を図ります。 【これまでの取組】 必要に応じて学校施設・設備の改修を行うことで、学校環境の安全性、快適性の確保を図っています。通学路についても、随時学校要望等を道路管理者に伝え、改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課

基本施策3 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちがいきいきと健やかに成長できるようにするためには、家庭を基盤に学校や地域が連携して子どもの育成環境を総合的に整えることが必要です。

子育ての基本は家庭にあることを認識し、親自身が子どもを教育する力を身に付けることを支援し、その家庭を支える地域の力を育てる支援をします。

事業名	事業の概要	担当課
不登校児童などへの 相談・指導事業	スクールカウンセラー及び家庭児童・教育相談員を配置し、児童生徒、不登校児、保護者などに対する相談や支援を行います。 不登校児童・生徒に対して適切な教育相談、適応指導、学習指導などの指導や援助を行い、集団生活への適応や学校生活への復帰を促すため、適応指導教室を設置します。 また、不登校・いじめなどの問題に関する現状把握と対応策を検討し、児童生徒への適切な指導や援助を行うために「生徒指導連絡協議会」を開催します。 【これまでの取組】 北海道教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーが市内中学校5校でカウンセリングを行い、生徒や保護者、教職員の相談に対応しています。家庭児童・教育相談員3名による相談体制のほか、適応指導教室(クリオネ教室)に指導員1名を配置し、きめ細やかな対応を行っています。また、生活指導連絡協議会で小中高校による情報交換を行い、問題点や課題解決に向けて情報共有を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課

事業名	事業の概要	担当課
家庭教育学級	子どもの発達段階に応じて、親と子のふれあい教室（１歳半～３歳の幼児を育てる親）、幼児をもつ親の子育て講演会、家庭教育学級（小学校単位、中学校単位、郡部校単位、父親対象）、家庭教育フォーラムなど、家庭教育の教室・学級や講演会などを通して、家庭教育のあり方や子どもの健やかな成長を支援します。 【これまでの取組】 毎年、ＰＴＡ連合会と網走市教育委員会が共催し、毎回２００名以上が参加する家庭教育フォーラムを開催しています。講演会の開催により家庭教育のあり方や子どもの健やかな成長を支援します。 【今後の方向性】 今後も事業を継続し、家庭教育のあり方や子どもの健やかな成長を支援します。	社会教育課
まなびすと講座（再掲）	地域課題など市民生活の向上にかかわるテーマや、市民に学んでほしいあるいは市民だけではなかなか取り組めないテーマを設定し実施します。 【これまでの取組】 「ウイルトタ刺繍入門講座」を実施し、網走市の歴史文化を市民に継承しています。「原子模型を作ろう」では科学実験をしながら科学に親しむところを育んでいます。そのほか、気象災害・ＳＮＳ・フェイスブックなど話題の講座を開設しています。 【今後の方向性】 今後もその時々に対応しいテーマを選び、改善・検討をしながら事業を継続します。	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
子どもと遊ぼうボランティア隊 (再掲)	学校週5日制の実施により、地域社会全体で子どもたちの活動を支援する場の提供が求められていることから、子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、定期的な活動を目指します。 ・活動場所 エコーセンター「児童学習室」 ・活動時間 土曜日の10時～17時の時間帯／1回 90～120分 【これまでの取組】 登録した講師は「ロセトクラブ」での講師となり、講座を実施しています。毎月活動があり、講座・教室を開設することにより、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 今後も子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、事業を継続します。	社会教育課

基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

多感で影響を受けやすい時期に、性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事業名	事業の概要	担当課
青少年センター巡回指導事業	性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオなどの販売などに対し、青少年の健全育成にとって望ましい社会環境への浄化に向けて、学校、PTA、民生委員などの関係者が中心となった網走市青少年センター指導員が、青少年の健全育成・非行防止を目的に定期的な巡回指導を行います。 【これまでの取組】 網走市青少年センター指導員が、市内を4地区に分けて定期的な巡回指導を実施しています。また、北海道青少年健全育成条例に基づく警察、道委嘱調査員、青少年センター指導員による有害物等販売店などの立ち入り調査を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策1 子育てにやさしい生活環境の整備

安心して子どもを生み、育てるためには、安全に安心して生活ができる環境の確保が必要です。子どもや乳幼児と一緒に親子だけでなく、すべての人が安心して外出できるよう、多くの施設や交通機関において建物等のユニバーサルデザイン化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を行います。

また、子どもが身近な地域で、いつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備や子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備による住みよい地域づくりを推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
バリアフリー化事業	公共施設について、エレベーター・手すりの設置、車椅子用トイレの設置など、道路、公園、公共施設などの段差解消やバリアフリー化を適宜すすめていきます。 【これまでの取組】 市の発注する公共建築物に、エレベーター・スロープ・手すり及び身体障がい者対応のトイレを設置しています。 【今後の方向性】 今後も市の発注する施設については、バリアフリー化に努めます。	建築課 都市開発課
公共住宅などの整備	公共住宅（公営住宅）について、段差解消やバリアフリー化を含め、逐次必要に応じて整備を進めていきます。 【これまでの取組】 平成25年度には、エレベーター未設置の既存住棟（1棟48戸）について、エレベーターを設置しました。 【今後の方向性】 今後、市営住宅建設の際には、団地の通路及び住棟（住戸）についてバリアフリーに対応した整備に努めます。	建築課

事業名	事業の概要	担当課
遊び場・公園の整備	子どもの身近な地域に、安全で自由に遊べる遊び場や公園の整備・充実を進めます。特に、定期的な遊具点検を行い、安全性の点検を進め、改善に努めます。 【これまでの取組】 平成25年度より定期的な公園点検について継続して実施し、遊具等の安全確保に努めています。 【今後の方向性】 定期的な遊具点検を継続して実施し、安全確保に努めます。	土木管理課

基本施策2 安全・安心まちづくりの推進

事故や犯罪の危険のない安心して生活できるまちづくりの推進は、子どもや子育て家族にとって重要な事業です。

子どもを犯罪の危険や交通事故の被害から守るために、保育園・幼稚園・認定こども園・学校・児童館など子どもの関係施設の連携とともに、家庭、PTA、町内会など地域住民の組織との連携の強化・充実を図り、市全体で防犯・安全体制を強化していく必要があります。

また、地震や火災などの災害時に、子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにします。

交通事故から守るためには、通学路の点検・整備とともに、児童生徒への交通安全用具の支給、チャイルドシートやシートベルトの着用指導の徹底など交通安全対策や、学校等での交通安全教育を推進します。

事業名	事業の概要	担当課
防犯灯設置	市民などからの要望により、通学路又は危険箇所に防犯灯を設置し、維持管理して、犯罪などの発生を未然に防止します。 【これまでの取組】 防犯灯の維持については、業者による点検、市民からの通報等により速やかに対応しています。新規の設置については、市民からの要望を受け現場確認等を実施した上で可能な限り設置しています。 【今後の方向性】 故障等への迅速な対応により、防犯灯の維持に努めていきます。	土木管理課 学校教育部 管理課

事業名	事業の概要	担当課
幼児・児童に対する交通安全教室	市内の幼稚園、保育園、小中学校、養護学校を対象に交通安全教室を開催し、交通安全についての講話や映画、屋外及び路上での正しい歩行や自転車の正しい乗り方の実技指導などを通して、子どもたちの交通安全に対する意識を高め、交通事故防止を図ります。 【これまでの取組】 幼稚園、保育園、小中学校、養護学校を対象に毎年度30回程度、交通安全教室を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	市民課
チャイルドシートの使用促進事業	網走市交通安全協会ではチャイルドシートの貸し出しを行い、保護者の購入費用負担の軽減とチャイルドシートの使用促進を図ります。 【これまでの取組】 チャイルドシート貸出台数 平成21年 延べ 178台 平成22年 延べ 183台 平成23年 延べ 224台 平成24年 延べ 221台 平成25年 延べ 184台 【今後の方向性】 引き続き、保護者の購入費用負担の軽減とチャイルドシートの使用促進を図ります。	市民課
通学路の安全対策	通学路の安全対策のため、歩道の新設・改修を計画的にすすめています。 【今後の方向性】 引き続き実施するとともに、平成24年度に実施した警察署、教育委員会、学校関係者、道路管理者（網走市）の合同点検による危険箇所の洗い出しに基づき、さらに対策をすすめます。	都市開発課

事業名	事業の概要	担当課
不審者対応訓練	市内各小中学校において、不審者が侵入した場合を想定した避難訓練を実施するとともに、網走警察署の協力により、登下校中における不審者への対応などについての講話を行います。 【これまでの取組】 日頃から「いかのおすし」の徹底などで、不審者対応や被害防止の指導を行っているほか、スクールガードリーダーの巡回や町内会等の協力で、登下校の安全確保を図っています。また、網走警察署の協力のもと、不審者対応訓練を実施し有事の際に対応できるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
防犯ブザー支給事業	市内小学校に通学する児童の登下校中や校内などの安全確保を目的に、防犯ブザーを支給します。 【これまでの取組】 平成23～26年まで、市内企業からの寄贈を受け、新1年生に防犯ブザーを支給しています。 【今後の方向性】 寄贈がない場合は市教委で整備し、毎年必ず防犯ブザーが支給されるよう取り組みます。	学校教育部 管理課
青少年センター巡回指導事業 (再掲)	性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオなどの販売などに対し、青少年の健全育成にとって望ましい社会環境への浄化に向けて、学校、PTA、民生委員などの関係者が中心となった網走市青少年センター指導員が、青少年の健全育成・非行防止を目的に定期的な巡回指導を行います。 【これまでの取組】 網走市青少年センター指導員が、市内を4地区に分けて定期的な巡回指導を実施しています。また、北海道青少年健全育成条例に基づく警察、道委嘱調査員、青少年センター指導員による有害物等販売店などの立ち入り調査を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課

事業名	事業の概要	担当課
地域防犯活動	防犯協会、町内会、民生委員・児童委員、関係団体などの「地域の子どもは地域が守る」ための、パトロール、街頭啓発や啓発活動など、自主的な防犯活動を支援していきます。 【これまでの取組】 防犯協会、町内会、民生委員・児童委員、関係団体などによるパトロール、街頭啓発や啓発活動など、犯罪や交通事故の抑止活動を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課
自己の安全を守る 安全教育の推進	事件や事故などから自らを守ることや、災害時や不審者との遭遇時に安全かつ的確な行動をとることができるよう、安全教育の充実を図ります。 【これまでの取組】 校長会、教頭会において瞬時に対応できるよう指導し、交通安全教室や防災訓練を実施することで児童生徒が日頃から対応できるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
安全で安心して学べる 教育環境の充実 (再掲)	子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、学校施設・設備などの安全性・快適性・機能性を向上させるとともに、通学環境の充実を図ります。 【これまでの取組】 必要に応じて学校施設・設備の改修を行うことで、学校環境の安全性、快適性の確保を図っています。通学路についても、随時学校要望等を道路管理者に伝え、改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策1 子どもと子育てについての意識改革の推進

性別にかかわらず、誰にとっても、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。

ニーズ調査からも、父親の回答者のほぼ全員（98%）がフルタイムで就労をしており、他方で、母親でフルタイムで就労している割合は25%となっています。

今後は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点からも、性別による固定化された役割分担意識等を見直し、一人一人がそれぞれの価値観に基づく自己実現を達成できるよう、地域社会で支援していくことが大切です。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画プラン 情報誌発行事業	網走市男女共同参画プランの推進のため、市広報紙に男女共同参画コーナー「ひゅ〜ら」を設け、共同参画に関する情報を提供し、市民意識の醸成を図ります。 【これまでの取組】 平成21年度から平成26年度まで、毎月市広報紙に男女共同参画コーナー「ひゅ〜ら」を掲載しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	企画調整課
広報・啓発活動の推進	現在、労働実態調査、女性労働実態調査を隔年で実施しており、これら調査時に、育児休業制度など子育て支援に関するパンフレットを同封し、企業などに対して、育児休業の普及促進など子育て支援の意識啓発を行います。 【これまでの取組】 労働実態調査及び女性労働実態調査時に、育児休業制度に関するパンフレットを同封し、育児休業制度の普及・促進に努めました。 【今後の方向性】 これまでと同様に、子育て支援の意識啓発を行います。	商工労働課

基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

核家族化や近所付き合いの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大する中、子どもへの虐待が大きな問題となっています。

児童虐待の防止には、その家庭だけの問題と捉えるのではなく、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、地域社会全体で子どもの異変などに気づき、支援をしていくことが必要です。

事業名	事業の概要	担当課
児童虐待防止に関する相談事業	家族や地域を始め、子どもにかかわる様々な関係者からの児童虐待に関する相談や情報をもとに、市家庭児童・教育相談室では、北見児童相談所、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、児童館、保健センター、医療機関、家族、地域及び民生委員・児童委員などの関係機関と連携・協力しながら、必要な調査を行い、虐待防止と子どもの保護の推進に努めます。 【これまでの取組】 家族や地域、学校などから寄せられた相談や情報から個々のケースに応じて、関係機関と情報を共有、支援体制を構築し、対応しています。 【今後の方向性】 不測の事態を招かないよう、今後とも事業を継続します。	子育て支援課
児童虐待防止ネットワークづくり (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	市の保健・福祉・教育担当や関係機関職員によるケースワークチームにより、児童虐待防止に関する情報を得た際に要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を開催し、児童虐待の予防及び早期発見を行います。 【これまでの取組】 関係機関と連携しながら、児童虐待の防止と早期発見を図っています。 【今後の方向性】 不測の事態を招かないよう、今後とも事業を継続します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
養育支援訪問事業等の実施 (再掲)	本市においては新制度における養育支援訪問事業等は実施していませんが、養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを、関係機関と協力して実施していきます。	健康管理課

基本施策2 ひとり親家庭への支援

近年、離婚率の上昇等により、ひとり親家庭は増加の傾向にあり、経済情勢の厳しい中で、特に母子家庭は経済的に厳しい状況に置かれています。

親の経済状況が子どもの現在の生活だけでなく、将来に大きく影響を与えており、生活支援、就業支援、経済的支援等に取り組んできましたが、今後も、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、各種取組を充実していきます。

事業名	事業の概要	担当課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 【これまでの取組】 法令等に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進に資するため実施しています。 【今後の方向性】 法令等に基づき、実施していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭（母子家庭や父子家庭など）の医療費のうち保険診療の自己負担額を助成し、母や父の健康維持と児童の健全な育成を支援します。 【これまでの取組】 平成26年8月より、ひとり親家庭の中学卒業までの子どもの入院費等は無償化し、充実を図りました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
母子家庭等自立支援 給付金支給事業	ひとり親家庭のお父さん・お母さんの就労・自立のために、経済的支援や就労できる環境づくりを応援します。 【これまでの取組】 平成25年4月より父子家庭にも拡大し、充実を図りました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
災害遺児等福祉手当 支給事業	交通事故、海難、労働事故又は天災により扶養者が死亡した場合又はその他の理由により父母と離別した児童(18歳未満)の養育者に対し、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 【これまでの取組】 就学前の児童には月2,000円、小中学生は月2,500円、高校生には月3,000円支給しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	現に児童を扶養しているひとり親や寡婦の方に、経済的自立の助成や児童の福祉の増進を目的として、学校・就職・生活・住宅などに関連した各種資金を貸付します。 【これまでの取組】 平成26年10月より父子家庭にも拡大し、充実を図りました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子・父子自立支援 員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、母子・寡婦家庭や父子家庭への支援、自立に必要な情報提供を行います。 【これまでの取組】 ひとり親家庭等の経済的な相談や子どもの養育に関する相談に対し、支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

基本施策3 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

障がい児を対象とした施設・事業は、これまで複数の根拠法のもとに実施されてきましたが、平成24年に児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されたことにより、事業の一部が再編されました。

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活を送れるようにするために、今後も一人一人の多様なニーズに応じた支援を実施していきます。

事業名	事業の概要	担当課
特別保育事業 (障がい児保育) (再掲)	障がいのある児童に合わせた支援を行いながら集団生活を送ることができるように、障がい児を受け入れている認可保育所に対し、保育士の加配を行います。 【これまでの取組】 各園で特別な対応が必要と思われる児童に対し、保育士の適切な加配により保育を実施しています。 【今後の方向性】 ニーズに応じて今後も実施していきます。	子育て支援課
発達支援センター運営事業	発達支援センターにおいて、心身に障がいのある児童や発達の遅れが見られる幼児への機能回復訓練や保護者への助言を行います。 【これまでの取組】 児童発達支援事業所（網走市こども発達支援センターふわり）において、発達支援指導員による専門的な指導や保護者の相談にも応じ、助言も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
通級指導教室 (小学校)	言葉や聞こえに障がいのある児童のため、中央小学校内に通級指導教室を設置します。 【これまでの取組】 中央小学校の通級学級に指導教員4名を配置し、市内小学校からの相談に応じ通級児童を受け入れ、指導改善に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいのある20歳未満の児童で、日常生活上常時特別な介護を必要とする方に手当を支給します。 【これまでの取組】 平成21年度17件、平成22年度19件、平成23年度19件、平成24年度21件、平成25年度19件、平成26年度19件(12月現在)の支給実績があります。 【今後の方向性】 今後も、重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当の支給を行います。	社会福祉課
障がいの早期発見・ 早期療育事業	乳幼児健診を障がいの早期発見の機会として位置づけるとともに、発達相談など早期療育につなげていく事業の充実を図ります。 【これまでの取組】 乳幼児健診を障がいの早期発見の機会とし、必要時発達相談を実施するなど、こども発達支援センターと連携を取りながら早期療育につなげてきました。 【今後の方向性】 活動を継続し、事業の充実を図ります。	健康管理課

事業名	事業の概要	担当課
障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービス	児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービス、障害者総合支援法によるホームヘルプサービス、日中一時支援事業など障がいのある児童の身近なところでのサービス提供を充実していきます。 【これまでの取組】 障害者総合支援法による「居宅介護」「行動援護」「短期入所」「補装具等給付」及び「育成医療」「移動支援」「日中一時支援」のサービス提供が行われています。また、平成24年度からは児童の通所サービスが児童福祉法に一元化され、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」等が新設され、本市においても、3事業所（平成26年12月現在）によりサービスの提供が行われています。 【今後の方向性】 今後も、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されるサービスについて、その目的に応じてサービスを必要とする障がい児に対し、適切な提供を継続していきます。	社会福祉課
児童発達支援事業の実施	身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域で生活する障がい児やその家族への支援などを実施します。 【これまでの取組】 児童発達支援事業所（網走市こども発達支援センターふわり）において、発達支援指導員による専門的な指導や保護者の相談にも応じ、助言も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	一貫した指導や支援が行われるよう、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が組織的に連携し、教育相談室や適応指導教室とも連携をしながら、特別な教育的ニーズのある子ども一人一人の状況に合わせた社会参加と自立に向けて、特別支援教育体制の整備を図ります。 【これまでの取組】 就学指導審査会において、関係機関との連携により児童・生徒の状況に応じた適切な教育環境の判定や各学校コーディネーターによる児童・生徒の把握により、一人一人の状況に最適な環境の把握を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育部 管理課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している父又は母などに、手当を支給します。 【これまでの取組】 継続して、精神又は身体に障がいのあるお子さんを対象に手当を支給しています。 【今後の方向性】 引き続き、実施していきます。	子育て支援課

基本施策4 不登校やひきこもり、被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、ひきこもりや不登校などは、学校だけでは解決できる問題ではないため、相談及び支援体制を強化し、家庭だけで抱え込むことがないように、関係機関で連携して支えていきます。

また、子どもが、交通事故、犯罪、いじめ、災害等の被害によって心身の危機を体験しダメージを受けた場合に、再び社会で楽しく過ごせるように立ち直りを支援していきます。

事業名	事業の概要	担当課
不登校児童などへの 相談・指導事業（再掲）	スクールカウンセラー及び家庭児童・教育相談員を配置し、児童生徒、不登校児、保護者などに対する相談や支援を行います。 不登校児童・生徒に対して適切な教育相談、適応指導、学習指導などの指導や援助を行い、集団生活への適応や学校生活への復帰を促すため、適応指導教室を設置します。 また、不登校・いじめなどの問題に関する現状把握と対応策を検討し、児童生徒への適切な指導や援助を行うために「生徒指導連絡協議会」を開催します。 【これまでの取組】 北海道教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーが市内中学校5校でカウンセリングを行い、生徒や保護者、教職員の相談に対応しています。家庭児童・教育相談員3名による相談体制のほか、適応指導教室（クリオネ教室）に指導員1名を配置し、きめ細やかな対応を行っています。また、生活指導連絡協議会で小中高校による情報交換を行い、問題点や課題解決に向けて情報共有を図っています。 【今後の方向性】 活動を継続します。	学校教育部 管理課

事業名	事業の概要	担当課
家庭児童・教育相談事業（再掲）	家庭児童・教育相談員が、いじめなどを理由とする不登校、児童虐待、発達の遅れや障がいなど、子どもや保護者の様々な悩みや不安について、家庭・学校を含めた、きめ細かな対応を行うため、学校、北見児童相談所及び地域の関係機関との連携を図りながら、相談・助言・指導を行います。 【これまでの取組】 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、児童や保護者の支援を行っています。また、クリオネ学級通級児童・生徒のサポートなども行っています。 【今後の方向性】 今後とも、支援の必要な児童や保護者の支援を図っていきます。	学校教育部 管理課 子育て支援課

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

1 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やNPO、地域の各種関係団体などが連携し、施策を推進していきます。

2 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

3 役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
網走市	1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。

関係主体	役割
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。 国又は北海道や網走市が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
市民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、 国又は北海道や網走市が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、市民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

第1節 子ども・子育て会議委員・事務局名簿

1 網走市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	役職	氏名	所属	備考
教育関係団体 (2名)		渋谷 高広	網走市校長会	
		伊藤 英雄	網走市PTA連合会	
幼稚園・保育関係 団体 (2名)	副会長	大林 晃	網走市私立幼稚園連合会	
		吉岡 美代	潮見保育園	
福祉関係団体 (2名)		山中 淳	網走市社会福祉協議会	
		佐々木 ふじ子	北海道民生委員児童委員連盟網走支部	H25.10.31 まで
		竹信 京子	北海道民生委員児童委員連盟網走支部	H25.11.1 より
保健医療団体 (1名)		佐藤 翼	網走市健康推進員協議会	
労働者代表 (1名)		結城 慎二	日本労働組合総連合会北海道連合会 網走地区連合会	
学識経験者 (2名)	会長	松井 弘	社会教育委員	
		柿本 弘之	網走市町内会連合会	
事業者代表 (1名)		中西 英樹	網走厚生病院	
子育て当事者 (2名)		松下 佳奈	一般公募	
		鈴木 奈美	一般公募	

2 網走市子ども・子育て会議事務局名簿

所属	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉部長	酒井 信隆	酒井 信隆
福祉部子育て支援課長	松野 憲司	野呂 俊広
学校教育部管理課長	鈴木 直人	鈴木 直人
市民部健康管理課長	林 幸一	林 幸一
福祉部子育て支援課こども家庭係長	野呂 俊広	有我 克博
福祉部子育て支援課こども家庭係	岩本 純一	岩本 純一

第2節 計画策定の経過

本計画書は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条の規定の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、法77条第1項の規定に基づき設置した、網走市子ども・子育て会議の審議を経て策定したものです。

回	開催日	主な内容
第1回	平成25年9月5日	・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 【議事】 ・子ども・子育て会議の概要 ・子ども・子育て支援新制度について ・アンケート（ニーズ）調査について
第2回	平成26年2月18日	【議事】 ・アンケート調査集計結果 ・教育・保育提供区域の設定について ・新制度に関する予算について ・国・道における進捗状況
第3回	平成26年6月4日	【議事】 ・アンケート調査集計結果について ・教育保育提供区域の設定について ・公定価格について ・条例制定について ・網走市における教育・保育施設の現状と将来的な配置のあり方について ・進捗状況と今後のスケジュールについて
第4回	平成26年8月12日	【議事】 ・新制度において本市が想定する給付・事業類型について ・条例制定について ・今後のスケジュールについて
第5回	平成26年10月16日	【議事】 ・保育の必要性和支給認定の有効期間について ・現行条例（網走市保育所条例）について ・保育必要量の認定について ・優先利用について ・特定教育・保育施設等の確認事務に係わる利用定員の設定について ・網走市子ども・子育て支援事業計画の概要について

回	開催日	主な内容
第6回	平成26年11月4日	【議事】 ・幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用者負担金（保育料）について ・保育園・認定こども園（2・3号認定）の利用者負担金（保育料）について ・利用者負担金（保育料）に関する今後のスケジュール
第7回	平成27年3月24日	【議事】 ・網走市子ども・子育て支援事業計画（原案）について

網走市子ども・子育て支援事業計画

【第 1 部】

平成 27 年 3 月発行

発行者 網走市

編集 網走市福祉部子育て支援課

〒093-8555 北海道網走市南 6 条東 4 丁目

電話：0152-44-6111